

演会等々の活動を通じて著作権思想の一層の普及と啓蒙をいたしまして、そして著作権思想の定着を図っていかねばならぬというふうに考えているところでございます。

○粕谷照美君 文化庁としては、この著作権思想を国民の中に定着をさせていく、広げていくというところについて具体的にどういうことをやっているのか。例えば今の弁護士さんの話にしても、お医者さんの話にしても、お医者さんが相談を受ける、そして適当なアドバイスを出す、それに対する診療報酬を欲しい、こういうふうな著作権者が自己主張をするというところは非常に大事なことで、どうも子供たちの思ふに任せておいて、その以前に、もっと子供たちのときからいいますか社会的に、いいますか、そういう組織的な動きというものが行われなければならない。動きというのはいくつかの教育だというふうな思ひますけれども、具体的にどのようなことをやっていっていますか。

○政府委員(加戸守行君) 文化庁といたしましては、著作権思想の普及徹底、非常に大切な仕事だと理解いたしております。

文化庁の著作権課、わずかに十名程度でございますけれども、数少ない職員ではございますが、その中でもまず各種の講習会等を開催いたしております。定例的には全国で七回の著作権講習会を開催いたしまして、全国的な著作権思想の普及に努めております。そのほか都道府県の著作権事務担当者の講習会、あるいは図書館等職員の著作権実務講習会等、こういった各種の会合を毎年開催いたしております。そのほか各官公庁等の主催講習会につきましても著作権の分野を取り上げていただきまして、当方から職員を派遣して講習等実施いただいております。ほかに、先生おっしゃいました例えは弁護士関係の方あるいは新聞協会とか、そういった民間関係団体の方にも講師を派遣する等の措置を講じておりまして、大体例年でございますと、年間こういった講習会の参加人員が四千名を超えておりまして、まあ、

こういった講習会等の積み重ねによって徐々に著作権思想が浸透していくことを期待しているわけでございます。このほか著作権資料といたしましては、毎年、著作権法ハンドブックという形で、難しい著作権法でございますが、なるべくわかりやすくかみ砕いた形でPR文書も出してあります。また、諸般の施策を通じてこういった普及を努めてまいりたいと思っております。

ただ、著作権と申しますのは事柄が極めて専門的でございますし、また一般の国民にはなかなか理解しがたい面もございます。そこで、諸外国等におきまして、日本ほどのこういう著作権思想普及徹底を行われていないと思ひますが、国民の意識はむしろ日本よりはるかに著作権尊重の精神が高い。といひますのは、やはり人の権利とかあるいは人の気持ちを大切にしようというふうな風潮が小さいうちから培われている、そういう土壌の中にあつて、著作権思想が、著作権尊重の精神が自然のようになつて浸透していつていくのではないかと。いふ考え方も私も持っているわけでございます。その意味では学校教育におきまして、まあ著作権そのものではございせんけれども、他人の権利の尊重といった考え方の指導もかなり有効なものではないかと考えておるわけでもございます。

○粕谷照美君 去年随分貸しレコードのことが問題になりましたね。最終的に商業レンタル組合で、貸しレコードの組合ができて、日本レコード協会や芸協あるいは音楽の著作権協議会、こういうようなところと話し合ひがつきまして、そして一枚のレコード、今まで二百円で貸し出していただけたけれども、まあ五十円値上げをしてくださいと、二百五十円にしてください、あるいは二百五十円で貸したところは三百円にしてください。著作権料を払わなければならないんだから、著作権料を払わなければならないんだからレコードの貸し出しのお金を少し上げなければならないんだ

という話をしているわけですね。それに対して借り手の高校生、大学生などはもうよくわかつてくると、話をすると。これは一つのあの著作権法改正によって大きな国民的といひますか、教育にわたつたではないだろうか、こんなことを考えているわけでありまして、私は先日NNTTへ行つてまいりまして、まだ日本電報公社と言つていた時代ではありますけれども、公社に行つていんなものを発見したんです。NTTのパソコンフレットを拝見しております。まあこういうふうになりまして、もうやばりコンピュータのこと聞いてはおりましたけれども、大変なことです。これを知らなければ、あるいは使わなければ今の子供が大人になつたときに生活していくのに非常に困るのではないだろうか、こういうことを感じないわけにはまいりません。それと同時に、また子供たちもこういうことを知らなければ取り残されてしまふのではないかと、こんな不安に陥つてしまふのではないかと。いふ感じがしております。

ちょうど、きのうのある新聞の夕刊を見ましたら、アメリカのパソコン教育について記事が載つておりました。大変なコンピュータが学校に配備をされ、家庭に配備をされ、もう当たり前のごとくのように使われているわけですね。それで、諸外国の学校ではコンピュータというのはいくつかの普及をされているかということについてお伺ひいたします。

○政府委員(齊藤尚夫君) OECDのCERIで一九八三年、昭和五十八年に調査したものがございまして、まずアメリカでございまして、一九八三年一月現在、初等学校の四二%が一台以上のマイクログンピューターを保有してある。それから五台以上保有している学校数は約一〇%に達しているといふ。それから中等学校につきましても、八五%が一台以上保有し、五台以上保有する学校が四〇%であるといふことでございます。一九八三年

の十二月現在でございますが、初等学校の四三%が一台から二台のマイクログンピューターを保有している。それから中等学校につきましても、ほとんどすべての学校が五台から十台を保有している。五十台以上保有している学校もあるといふこととでございます。これによりまして、初等学校における保有率が一九八五年までに九〇%を超えることになるだろうという予想がございまして、それからフランスでございまして、初等学校では一九八三年から八四年の学年度末までに二千台のマイクログンピューターが導入される予定で、中学校につきましても八十四の指定校に六台ずつのマイクログンピューターを導入するという計画がある。それから十六県、全部の県の数がフランスでは九十五でございますが、そのうち十六県におきまして一校当たり六台から十二台、計二千三百台が導入済みである。高等学校では既に千校につきまして四台から八台ずつ導入されている。で、一九八七年末までにすべての学校に導入する計画であるといふようなことが、CERIの調査で出されておるわけでございます。

欧米諸国はおおむね日本よりもマイクログンピューターの普及の状況が著しいといふふうに考えられるわけでございます。

○粕谷照美君 今の御説明でございけれども、日本よりは普及をされているという程度のことではしょうか。私はもう天文学的差があるのではないだろうかといふような感じがしてならないんですけれども、いかがですか。

○政府委員(齊藤尚夫君) 日本の状況でございますが、これは私も昭和五十八年五月一日現在で公立の教育機関につきましても調査をした結果がございまして、で、全国の公立学校でマイクログンピューターを保有している率でございますが、一台以上保有している学校の割合でございますが、高等学校は五六・四%、それから中学校が三・一%、小学校は〇・六%という数字があるわけでございます。高等学校は職業に関する学科等もございまして、他国と遜色はないと思ひわけござ

いますが、小学校、中学校の段階では比較してまだ導入は欧米諸国に比べて少ないということは言えるかと思ひます。

○粕谷照美君 このコンピュータの普及について、文部省としてはどういう考え方を持っていますか。購入をするというよりはいいことだといふふうに思ひますけれども、何か教育産業としてコンピュータを売りつけようというふうな感じがしてならないわけでありませうけれども、コンピュータをどのようになにに利用していったらいいのかわからないことについて、真剣に考えなければならぬときだと思ひます。

○国務大臣(松永光吉) 先生もよく御承知のとおり、最近におけるコンピュータの一般社会における普及、これは大変なものなでございませう。そこで、このコンピュータと学校教育との関係はどう理解をし、またどう活用していくかという問題でございませうが、私はコンピュータと教育とのかわりでは三つの視点があると思ひます。一つは、教育に関するいろいろな事務処理を含めたいわゆる教育に関する情報処理にいかんコンピュータを利用するかという面が一つあると思ひます。で、これは私はできる限り活用した方が事務能力が上がりませうし、情報処理が的確に行われますから、さして問題はない。できるだけ普及した方がよろうというふうに考えますが、もう一つは、実際の教育をする場合に、コンピュータという機械をどう利用していくか、教育の手段としてのコンピュータの利用方法でございませう。

もう一つは、コンピュータそのものに対する知識や技術を、学校の教育で、どの段階でどの程度教育をし、技術を習得させるかという問題。この三つの問題があると思ひますが、一番最初に申し上げた点は、先ほど申し上げたとおり、事務処理あるいは情報処理の問題でありますから、普及する方は何ら問題はない、むしろ普及すべきである、これはそう問題ないと思ひます。

○粕谷照美君 このコンピュータの普及について、文部省としてはどういう考え方を持っていますか。購入をするというよりはいいことだといふふうに思ひますけれども、何か教育産業としてコンピュータを売りつけようというふうな感じがしてならないわけでありませうけれども、コンピュータをどのようになにに利用していったらいいのかわからないことについて、真剣に考えなければならぬときだと思ひます。

○国務大臣(松永光吉) 先生もよく御承知のとおり、最近におけるコンピュータの一般社会における普及、これは大変なものなでございませう。そこで、このコンピュータと学校教育との関係はどう理解をし、またどう活用していくかという問題でございませうが、私はコンピュータと教育とのかわりでは三つの視点があると思ひます。一つは、教育に関するいろいろな事務処理を含めたいわゆる教育に関する情報処理にいかんコンピュータを利用するかという面が一つあると思ひます。で、これは私はできる限り活用した方が事務能力が上がりませうし、情報処理が的確に行われますから、さして問題はない。できるだけ普及した方がよろうというふうに考えますが、もう一つは、実際の教育をする場合に、コンピュータという機械をどう利用していくか、教育の手段としてのコンピュータの利用方法でございませう。

す。問題は第二点と第三点であります。第二点の場合は、余りコンピュータの利用をずさんに行ふという点、ある意味では知能のバランスのとれた教育が果たしてうまくいくかどうかという問題もあるかと思ひます。それから第三の問題につきましては、余り子供の発達段階が進んでない段階でコンピュータという難しいものを教えていって果たして適当かどうかという問題がありますので、そこで文部省としては、この二月に情報化社会に対応する初等中等教育の在り方に関する調査研究協力者会議を発足させたわけでありまして、この専門家の会議におきまして、学校へのコンピュータの導入の適否、それからまたコンピュータに関する基本的な知識とか技術をいかなる段階で、どの程度教えることが望ましいか等々も含めて検討していただきまして、その結論を待って各学校教育段階におけるコンピュータ利用やコンピュータ教育の位置づけを明らかにして、適切に対処してまいりたいというふうに考えておるところでございませう。

○粕谷照美君 大臣がおっしゃったこと、非常にいいと思ひますけれども、私はその協力者会議のメンバーが一体どういうメンバーで構成をされているのかというところが気になりますけれども、どうでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) まず、学識経験者で教育の関係のわかる方々、それから医学的観点で、コンピュータと健康ということもありますので、そういう医学的な面からの知識を持っている方々、それから現場の小中学校の先生方々、それから民間でそういう研究をされている関係の方々、こういうことで、通産省の協力も得てかなり幅広い観点で、従来の協力者会議と違つた分野の方々も参加していただいで研究を進めているところでございませう。

○粕谷照美君 私は、その内容の中に現場の人たちが、あるいは教育関係者が具体的に入っているという点に大変安心をいたしました。

日教組が昨年、国際シンポジウムで教育改革を

考えるというのをやったわけですが、その中でドイツの連邦政府教育大臣が、コンピュータの学校導入に関連して大きな会議を開催した。その会議には大臣と政治家と大企業の代表が参加したけれども、教育関係者は発言する権利を与えられず、ただお呼びされただけだったと、こんなことを言つて不満を漏らしているわけですが、これも、現在の子供たちに新しい科学技術を導入されるべきであるけれども、それは単にコンピュータの使い方だけではいけないんだ、子供たちが新しい科学技術について批判的な知識を得ること、新しい科学技術の導入に関連した諸問題、特にロボットの問題によって職場がなくなるというようなことまで問題を知らせるべきであるというようなことも言つておられます。またコンピュータの導入の結果として新しい労働条件の問題もあるし、私生活がのぞかれるという問題もあるし、在宅勤務のできる家庭コンピュータも多くなっているけれども、こういう場合の労働条件に何のコントロールもない。そういうこともちゃんと教えていかなければならないというふうな発言を取り上げられなかったという意味のことを述べたいらるわけでありませう。

その協力者会議だけではなしに、前に社会教育審議会教育放送分科会は「教育におけるマイクロコンピュータの利用について」ということで報告をしておりますけれども、この中で、特にこんなところが問題なんだということが幾つか挙げられていた。それ、どういふふうに皆さんに知らせたいのか、御報告をいただきたいと思ひます。

○政府委員(齊藤尚夫君) 社会教育審議会の教育放送分科会で昭和五十八年九月からマイクロコンピュータの教育利用の問題につきまして一般論、概括的な審議を行つてまいりまして、その結果をまとめたものが先生御指摘の報告であるわけでございます。

この動機でございますが、ニューメディア、特にマイコンが職場だけでなく家庭や地域の日常生活にも影響を与え始めておるといふ現実を踏まえまして、教育の面からこれにアプローチする必要があるんだという点の一つ、それからマイコンが教育方法の改善充実につながる意味で可能性を持っているのではないかと、いろいろな観点から審議をいたしたわけでございます。

その審議の中身は、利用の利点及びその利用の問題点、それらを一般的、概括的に整理しておるといふことでございませう。

先生御指摘の利用の問題点でございませうが、その中で幾つかの視点を掲げておられますが、特に本法案に関係あるものとしたしましては倫理上あるいはまた法律上の問題、倫理上と申しますと、どういふ個人のデータを蓄積するということになりますので、プライバシーの問題というのが起ります。それから法律上の問題といひますのは、著作権の問題というふうなことが指摘をされておりますし、またコンピュータを長期に利用することに伴う利用者の健康の問題等々の指摘をいたしておるわけでございます。

○粕谷照美君 そのような指摘に対して、現場にも今コンピュータが配置されていますね、幾つか小・中・高等学校なんかにおいて。こういうコンピュータの使い方、今心配されているようなことは非常に重大な問題だと思ひます。その教師自身の教育の仕方というものはどういう対策が具体的に実行されておるかと。

○政府委員(高石邦男君) まずコンピュータの利用についての基本的な方針をまだ固めておりませんので、したがって小・中・高、どのような段階で、どういふ形で教育の場に取り入れていくかというふうな基本方針を固めることがまず先決だと思つております。

それから、何といつても学習指導上にコンピュータを使う場合には、やはりどういふソフトウェアを開発していくかということが非常に重要な問題でございませう。したがって、そういうよ

生活にも影響を与え始めておるといふ現実を踏まえまして、教育の面からこれにアプローチする必要があるんだという点の一つ、それからマイコンが教育方法の改善充実につながる意味で可能性を持っているのではないかと、いろいろな観点から審議をいたしたわけでございます。

その審議の中身は、利用の利点及びその利用の問題点、それらを一般的、概括的に整理しておるといふことでございませう。

先生御指摘の利用の問題点でございませうが、その中で幾つかの視点を掲げておられますが、特に本法案に関係あるものとしたしましては倫理上あるいはまた法律上の問題、倫理上と申しますと、どういふ個人のデータを蓄積するということになりますので、プライバシーの問題というのが起ります。それから法律上の問題といひますのは、著作権の問題というふうなことが指摘をされておりますし、またコンピュータを長期に利用することに伴う利用者の健康の問題等々の指摘をいたしておるわけでございます。

○粕谷照美君 そのような指摘に対して、現場にも今コンピュータが配置されていますね、幾つか小・中・高等学校なんかにおいて。こういうコンピュータの使い方、今心配されているようなことは非常に重大な問題だと思ひます。その教師自身の教育の仕方というものはどういう対策が具体的に実行されておるかと。

○政府委員(高石邦男君) まずコンピュータの利用についての基本的な方針をまだ固めておりませんので、したがって小・中・高、どのような段階で、どういふ形で教育の場に取り入れていくかというふうな基本方針を固めることがまず先決だと思つております。

うな点の研究開発というのを進めていくということが必要であらうと思います。

その次の段階に出てくるのが、やはり指導者養成、教師に対する研修ということになると思いますので、今の段階で文部省が計画的に一定の方針で現場に対する、教師に対する研修を計画的に実施するという段階まで至っていないのでございます。

○粕谷照美君 文化庁にお伺いをいたしますけれども、人間が知的な活動でつくり出したものが、新しい利用手段が次々と送り出されていっているわけですね。そうすると、その新しい状態に対して常に著作権は原則のままで、今まで昔のままで行き通すということにはならない。貸しレコード法のときもそうですし、今回のコンピュータプログラムについてもそうであるかという著作権法改正についてもそうでありますが、そのよって立つべき基盤といえますか、著作権法のこまでは書いてよろしいと、教育で言えば教育基本法、日本の国で言ったら憲法みたいなものはどこに置いているのでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) 先生御承知のように、日本国憲法におきまして財産権の内容は法律でこれを定めるといことが二十九条で規定されておりました、基本的には我が国におきまして著作権法の法源としたしましては憲法に基づくわけでございます。

その場合に、いかなる内容のものをどの程度権利として保護するかということにつきましては、もちろん日本国内におきまして権利意識あるいは国民の認識というものが大きく左右するわけでございますが、先生御承知のように我が国は一八八六年にできました国際的な著作権を保護いたしますベルヌ条約、並びに一九五二年に制定されました万国著作権条約というこの二つの国際的著作権条約に加盟いたしておりますので、この条約の中で当該加盟国がそれぞれ義務として定めなければならぬものがあるいは世界的なパイロット指針といったしましてこの程度のもを保護するということを

基準として定めているもの、そういった考え方、条約上の義務なり考え方を受け継ぎまして、国際的な整合性を保ちつつ日本国内の実情に即した権利内容を定めていくというのが著作権法のあり方でございます。

ただ、先生おっしゃいますように、著作物利用手段というのは、技術革新によりましてどんどん進歩するものでございます。過去の歴史を見てみましても、当初は小説とか音楽とか絵画といったものにつぎまして、その印刷、出版、演奏、そういった程度の利用手段でございましたけれども、その後、歴史的な過程を追ってみますと、映画がで、あるいは放送がで、あるいは録音という手段が発達する、そういった新しいメディアの発達によりましてそれぞれ各国の国内法制も整備し、かつ条約上もそれぞれの放送あるいは映画あるいはレコード、録音といったような手段に対応した制度を導入して整備をしてきている。ある意味では後追いのような形になっているわけでございます。

ところが、最近になってまいりますと、この技術革新の進歩がいよいよ著作物利用産業におけるメディアとしての手段のみならず、いわゆる一般国民が直接の著作物利用産業のような立場に立つというような傾向が出てまいりまして、具体的にゼロックス等の複写機器の発達あるいはホームテーピングで象徴されますように、家庭内で個人が録音、録画し、一種の著作物利用産業が家庭の中で行われているような状況になってまいりますと、こういったエンドユーザーの立場というものを著作物利用産業上どう位置づけるかというような課題も出てきたわけでございます。いずれにいたしましても、今や著作権制度がこういった著作物利用手段の普及、発達に伴いましてある意味の変革の時期に来ているという認識は各国ともに持っているわけでございます。そういう意味での著作権制度への対応というのは困難かつ複雑な問題をいかに理論的あるいは実態に即して解決していくかというのはこれからの課題だと考えている

わけでございます。○粕谷照美君 確かにそういう難しい問題を含んでいると思いますけれども、私は加戸さんがある座談会で、世界人権宣言にその基礎を置いたらよろしいのではないかと、こういうことをおっしゃっていたのを讀みまして、ベルヌ条約もそうだし万国のあの条約もそうだけれども、それが国民には一番わかりやすいんじゃないかと思っておりますけれども、それはいかがですか。

○政府委員(加戸守行君) 著作権の歴史と申しますのは、国際的な規範としては先ほど申し上げました一八八六年のベルヌ条約でございますけれども、第二次大戦後におきまして、先生おっしゃいました世界人権宣言あるいは国連におきまして人権規約、そういった国際的な諸規範の中で人間の知的創造活動に対します権利の尊重ということが具体的に規定されて、こういった文化的な権利あるいは人間の知的活動によって生み出された権利について各国はそれぞれ規範性を有するこういった世界人権宣言あるいは国連人権規約等によりまして、抽象的ではございますが、そういった権利の保護を図るべき旨が明定されているわけでございます。先生おっしゃいますように、歴史的な順序から申しますとベルヌ条約からスタートしたものでございますが、第二次大戦後におきましては、そういった国際共通のいわゆる人権とかというような形で人間の持っている基本的な権利の一つとして押さえるようとする方向に向かっておりますし、また、それが正しい考え方ではないかと理解いたしております。

○粕谷照美君 そういふ高邁な精神というものは、現場で汗して働いている人々には簡単にわかりづらい部分がある。しかし、よく高い教育レベルの方々だったらわかるんだらうか、こう考えてみますと、逆に言えばそういうコピーをしやすいうような機器を生み出す企業のトップクラスの人だとか、そういうアイデアをつくり出すクラスの方々というのは大変な教育を受けていらつしやと思うんですね。それから、そういう方々がそ

れをつくり出していつて著作権を侵害するような状況をつくっていくことだとか、これに対する批判も非常に巻き起こっているわけですね。それから、大学なんか行っている大学の先生なんかについて言いますと、大学の先生だとか博士だとか、あるいは大臣までは難しいけれども、うようなそういうトップレベルの方々がいらつしやる教育の現場、高等教育の現場においてもコピーなんというものがまかり通っているというこの現実をどのように指導していくかということとは、私は大変難しいことだというふうに思っています。年間四千人ぐらいのおいでになったとしても、具体的に国立の学校でそういうことが行われている。それが当たり前のようにならば行われているというところが問題なんだというふうに思います。これはどういふ教育をやっていくか呢。

○政府委員(加戸守行君) 先ほど申し上げましたように、従来は大きな著作物利用産業、具体的に出版業であるとか放送事業であるとか、あるいはレコード産業、そういった形で著作物の利用が有力な態様であったわけでございますけれども、最近のこういった複写複製機器の普及あるいは録音、録画機器の普及によりまして個々のエンドユーザーがそれぞれの著作物を直接利用する関係に立つてまいりますし、まずその問題といたしましては、個別的には零細な利用関係対応でございますけれども、それが集積いたしますと全国民としては膨大な量の著作物を利用している、使用しているという状況に立ち至っているわけでございます。従来、従来の伝統的な著作権法制度でカバーするというのが極めて難しい、そのために各国ともに頭を痛めているわけでございます。その問題としては基本的にこの技術的解決を図るための前提としては国民一人一人が認識として自分たちの利用自体は零細であるとしても、それが結果的には全国で見れば膨大な著作物を利用している結果になって、そのことが権利者に対していような形で経済的な利益に不利益を与えている、そういう認識を持つこと、そのことが基本的に必

要でございますし、国民の間にそういった認識が得られれば問題の解決はそれほど難しいことではないと思ふわけでございます。

その意味におきまして、人間の、先ほど大臣がお答えを申し上げましたような知的活動の所産というものを国民としてどのような形で評価し、その尊重の精神を培っていくのか、あるいは認識を深めていただくのか、そういった迂遠な道ではございませうけれども、私も今までに比べまして最近におきます著作権に対する理解というのはほとんど進んできているように思ふますし、そういう意味の解決を早く何とかしたいと思つて努力している段階でございます。

○粕谷照美君 それでは法律の中身に入つていきたいと思ふます。

大臣の提案理由、先日お述べいただいたのを伺つてはありますが、気がつきましたのは、今まで私はこういう提案の御説明を聞いたことがないわけなんですけれども、

このような状況に対応して、コンピュータ・プログラムの法的保護が重要な課題となつてきており、国際的には、著作権法を適用してプログラムの著作物の著作者の権利を保護する方向が大勢となつてきております。このたび、このような国際的な動向等を踏まえ、著作権法によりプログラムの著作物の著作者の権利の保護を図ることで政府内における意見の一致をみたところでございます。

と、わざわざ「政府内における意見の一致をみたところである」と入れてあるんですね。普通法律を出すときには、政府内の意見が一致するから出すのではないかと。六、六案については政府でなく議員提案らしいですからあれですけれども、わざわざこの一項目、一言が入つたということはどういう意味を持っていふしやるのか。

○國務大臣(松永光君) これは念入りの御説明という形になつてはいるわけですが、先生よく御承知のとおり、コンピュータプログラムにつきまして適切な法的保護を与える、そういう法

体系を整備すべきである、法律を整備すべきであるという点についてはこれは異論はないところであると思ふんです。ただ、どういふ法律でこれを保護していくかという点につきまして、先生御承知のとおり、通産省の側では特別立法、プログラムの権利という工業所有権法の一つとして新たな立法をして、それで保護していこうと、それが適切であるという考え方をもちようとしてございまして、一方文化庁としては、先進諸外国が著作権法の保護の対象である著作物と見るべきであるという考え方を、そしてまた、我が国の裁判所も数回にわたつて同様な判例を出していただいております。

うようなことから、この文化庁の考え方と通産省の考え方とある時期には対立をして、そして議論をしておたつたわけでありませうけれども、世界の大勢がそうなつておるといふようなこと、それから我が国の裁判所もそういう判断を下しておるといふうなことも等々から、通産省の方でも著作権法で保護すべき著作物と見るのが適当であるというふうな考え方を、そこの政府内での意見も完全一致をいたしました、そこで今回出したというふうな経過なんですございます。

○粕谷照美君 通産省に文部省が、著作権法のいかに重要であるかということについて説得勝ちであるという法律なんだと今の御説明で私はわかつたわけですが、その通産省と文化庁との間で最も対立した部分、そこはどことあるかというところ、一体なぜその対立をしていただのかというところについて御説明ください。

○政府委員(加戸守行君) 御承知のように、通産省が構想したところからプログラム権法構想と当方の著作権法一部改正案とは、まず法形式において基本的な違いがあつたわけでございます。この法形式の問題というものが基本的には一番重要な対立点ではございまして、内容としては両省庁ともにプログラムのよりよい適切な保護を図りたいという考え方は共通認識、共通の

方向性があつたわけでございますので、この法形式の問題を取つていいますと、内容的な問題としては、両省庁間で考え方の基本的な違いとして大きな問題は、一つは保護期間の問題でございます。二つ目が使用権の問題でございます。そのほか強制許諾制度の問題であるとか登録制度の問題、あるいは人格権の問題と、各種の意見の差はあつたわけでございますが、特に大きな問題といたしましては保護期間、つまり著作権法によりますれば、ベルヌ条約上の義務が五十年という保護期間がございまして、我が国の法制でプログラムを保護するといふことは五十年の最低保護期間が設けなければならぬ。これに對しまして、プログラム権法構想では、当初、産業構造審議会の答申の中では五十年程度という考え方をございまして、その後、通産省も国際的な状況を見ながら、ある程度の弾力性は考慮したようでございますが、年数は何年ということはございませぬが、いざにしても五十年は長過ぎるという形で両省庁間の考え方の違いがあつたわけでございます。この点につきましては、今回の法改正は条約上の義務である五十年を踏襲しつつも、さらに両省庁間の合意事項といたしまして、中長期的観点から保護期間が何年であるべきかというところにつきましては、なお検討を続けるという形で両省庁間の合意に達したわけでございます。

そのほか使用権の問題にいたしまして、現在の段階で権利を導き出すというところは、世界各國著作権法の上で権利を導き出したしてございせん。そういう意味の中で、この後、使用権の問題をどのように取り扱うか、両省庁間で国際的な動向を見ながら検討を続けたいと思つてございまして、やはり中長期的に検討するということの方で合意をしたわけでございます。

なお、強制許諾制度につきましては、これは導入はしない。それから、登録制度につきましては、権利の発生に影響を与える制度としては導入いたしません。今回提案申し上げております中に、創作年月日登録の制度を導入するという形で

一応の解決を見ているわけでございます。そのほか人格権につきましては、今回の法案の中でそれぞれの手当てを講ずることによりまして、内容的には通産省の考え方とほぼ近いものになつていくと思ふところでございまして。したがって問題の対立の大きな事柄でございました特別に保護期間の問題については、中長期的な課題という形で今回は合意に達したわけでございます。で、現時点で法案を提出しております中では、両省庁間のより既に対立は解消していると私どもは理解しているわけでございまして。

○粕谷照美君 先日の参考人の意見をお伺いし、質疑があつた中で、五十年という期間については、これはもうベルヌ条約に入つていますから自動的にですと、こういうふうにおっしゃいましたね。WIPOはモデルとして大体二十年ぐらいというふうなことがあつたというふうに思ひますけれども、そんなものを踏まえて中長期間に検討するということは、五十年を要するということもあり得るという含みだと思ふんですね。そうすると、ベルヌ条約に入つていふということとの整合性はどのようにいたしますか。

○政府委員(加戸守行君) まず、先生今おっしゃいましたWIPOでかつて二十年の保護期間を内容とするモデル規定が作成されたということでございますが、これはWIPOの中にも著作権を所掌するベルヌ同盟部門と、工業所有権を所掌するパリ同盟部門の二つの分野がございまして、いわゆる工業所有権サイドのパリ条約をベースとしますパリ同盟部門の中でつくられました試案が二十年のモデル規定でございまして、言うなれば一種の工業所有権のアプローチに基づく試案であつたわけでございます。それは既にWIPOの専門委員会等におきます検討の結果、世界の大部分が著作権でいくという方向になつておりますので、このモデル規定の考え方はほぼ完全に近い形で否定されたという理解はいたしております。

そこで、今の五十年の問題でございまして、先生おっしゃいますように、確かにベルヌ条約上の

五十年が義務づけられておるわけでございますから、条約を改正することなしにベルヌ同盟、ベルヌ条約加盟国が五十年を短縮することは条約違反になるのではありません。通産省との間の合意に達しました中長期的検討と申しますのも、いずれベルヌ条約の改正の機会が遠からずございますので、その際、その時点におきまして世界の各国がコンピュータプログラムの保護期間として五十年に完全に満足しているのか、あるいは五十年は長過ぎるから少し再考する余地ありと考えるのか、そういった世界各國の動向あるいは条約加盟國の考え方をベースといたしまして、その時点で日本として再検討の余地ありという考え方で、例えば条約改正によりましてプログラムの保護期間は、例えばベルヌ条約の中でも原則五十年でございませうけれども、写真の著作物あるいは応用美術の著作物につきましては二十五年の保護期間という特例が設けられておりますが、それと同様な形でコンピュータプログラムについても保護期間を短縮する可能性というのが理論上も、あるいは実際上もあり得るわけでございますので、そういった世界各國の動向等を踏まえながら条約改正の際にどう対応するかというのを通産省、文化庁、両省庁間でお検討を続けようという意味でございまして、あくまでも日本の国内法でコンピュータプログラムの保護期間を短縮する場合には、条約の改正によって保護期間が短縮された場合のみであるという方は理解いたしております。

○粕谷照美君 そのほかもう一つの問題があると思うのです。五十年でよろしいという態度でもってベルヌ条約に臨んでいて、どこかの国が、そうではなくて、もうちょっと短くしたらよろしいんじゃないかというふうなときに通産省のことを思い出し、そうだとおもうふうになつていくのか、逆に言えば通産省とかかわりてこの点はもう少し短くしなければならぬ、積極的のこの五十年というものについてさっきの写真とか応用美術のように二十五年とか、あるいは三十年とか二十年とか、こういうふうにはベルヌ条約を変えて

ていきましようという態度で臨まれるのか、それはどこの場所でも議論をされるのか。

○政府委員(加戸守行君) この問題につきましては、通産省と文化庁の両省庁間で検討をするわけでございませうが、基本的には国内の例えはソフトウェア、あるいは逆にコンピュータソフトウェアを利用する者、そういった関係者の方々の御意見あるいは意向というものを十分見きわめる必要があるかと思ひます。それが第一点でございませう。と同時に世界各國におきましても、既に著作権法制によって保護するという方向を示した国におきましても、現時点では五十年でいくけれども、将来的には短くすべきではないかという考え方を持っている国も幾つかございませう。そういった国際的な動向も見きわめながら、条約改正の時期におきまして日本国としての態度を決めるといふことになるかと思ひます。いずれにいたしましても、国内のそういった利用関係等、状況を踏まえるということと国際的な動向を見きわめるということ、そういった様子を見きわめながらというものが現時点での考え方でございます。なお、現時点におきましてはまだコンピュータプログラム自体の生命がそれほど長くはございませうので、幾らプログラムとして現在残っているものといひましても、十年とか二十年までいくものはほとんどございませうから、五十年が長いかどうかというのは正直申し上げますとあと二、三十年たつた時点でそんなに保護する必要があるのかというふうなことがもっと真剣な議論になるだろうと思ひます。現時点では若干観念的な議論のやりとりになつてはいる傾向なきにしろあらずでございませう。そういった点でこれからコンピュータプログラムの使われ方、消耗の度合い、あるいは取引の実態等を踏まえ、各国内的な状況、国際的な状況、両方見きわめながら検討していくというところでございませう。

○粕谷照美君 諸外国の状況を見きわめるなんていう、それはちょっと風見鶏的にすぎるのではないかと思います。日本の国の態度をきちんとしていくということが大事なんですから。それで、今加戸さんもおっしゃつた関係者の意向を聞いておっしゃるけれども、この関係者の意向がうんとあつたからこそ通産省の独立法というものが出来たものではありませうか。そういった結論は自明の理ではないかと思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員(加戸守行君) 確かに日本におきましてソフトウェアメーカーとして、いわゆる権利者サイドの意見は保護期間が短い方がいいという、どちらかと申しますと通産省のプログラム権法構想に賛成をいたしました理由はそこにあつたのではないかと申します。ただ、日本の立場といたしまして、文化庁サイドといたしましては著作権条約上の義務というのがございましては著作権それ以外にアメリカ、EC諸国がそれぞれ五十年というのを強く主張しておりましたものでありますから、国際的に流通するソフトウェアといたしまして、やはり世界と水準を並べるといふことが適切ではなからうかというふうな考え方、今回の妥結を見たわけでございませう。もちろん将来の条約改正の時期におきまして、今のような考え方、つまり保護期間は短い方がいいという考え方が依然として続き、かつそういった意向が国内関係業界に強いといたしますれば、日本国政府の態度もそのような方向に向かう可能性が強いと思ひます。

○粕谷照美君 それでは次、十五条に関連してお伺いをいたします。

この著作権法が保護するといふ、その保護の客體を一体どこに置いてあるのだらうかということでありませう。

まず第一にこのプログラムを発売する会社のことであるのか、これを受注してつくつた企業のことであるのか、またこの企業の中で実際にプログラムを開発した技術者のことなんでしょうか、これはどうですか。

○政府委員(加戸守行君) 著作権制度におきましては、著作物の創作といふのは基本的には自然人

主義をとつておりまして、それぞれ個人個人の頭脳活動によつて著作物が作成される。したがつて著作物は個人であり著作権者は個人であるというのが基本でございませう。ただ、社会の実態を見てもみましますと、いろいろな著作物が創作されますが、ある法人等、会社のような法人等におきまして、その発意に基づいてその職務に従事する者が、その職務として職務上作成するものについてこれを著作物は法人等であるという考え方が十五条の規定でございまして、その考え方としてはその著作物についての責任はだれが負うのであるか、だれの発意に基づきどういう形でつくられたか、しかもその個性はどこに具現されているのか、そういった諸般の状況を考へてみましますときに、実体的にも企業等の法人が著作物であるといふ実態を踏まえまして現在の十五条が規定されているわけでございませう。

今回十五条の二項を追加申し上げましたのは、それに若干プログラムの特性に見合ひました、あるいは作成の実態等を踏まえた上で法人名義の要件を取り扱つておりますけれども、そういった修正は別といたしまして、基本的な考え方はそういった社会的実態に適合するような法制をとつていくわけでございませう。

ところで、先生今おっしゃいましたプログラムの発注した者、あるいは受注した者のいずれがプログラムの著作者になるかという御質問でございませうれば、それは当然に受注をした、つまりプログラムの製作を委託されて、そのプログラムの製作の知的活動を行ったのが受託者でございませうので、発注を受けた者がプログラムの製作者あるいは著作者となるということでございます。そこで、問題はプログラムを現実につくつておりますのが会社の従業員である場合の問題でございませうけれども、その場合にはこの十五条、提案申し上げております十五条の要件に合致する場合には、つまり法人等の発意に基づいて、その法人等の業務に従事する者が、その職務上作成するといふ実態がございませうれば、その場合には会社等の法人

が著作家となる。それ以外のケースは個人が、いわゆる個人である従業者が著作家となるということとでございませう。

○粕谷照美君 今のことですけれども、会社の、あるいは法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラム、確かに従事する者でありますから月給ももらっていますね。そして研究に要するいろいろな材料などというものは会社あるいは法人から出されている、自分は頭脳だけ出している、頭脳だけでない、その技術も出していますよ。こういうことから考えてみると、幾ら法律でそんなこと言ったってやっぱりこれつくったのはおれたちなんだ、おれたちの権利がなぜ認められないのだ、これは現場でやっぱり働く人たちの強い不満だというふうに思うのですけれどもね。それはどうですか。

○政府委員(加戸守行君) 職務上著作の考え方につきましては、コンピュータプログラムに限らず、一般的にあり得ることとでございまして、私どもは国家公務員として国の行政に従事して、あるいは仕事の上で自分としては非常に一生懸命考えた名文をつくり出したといったにしても、著作権は文化庁、国に所属するわけでございませう。そういうような問題もございませうが、プログラムの場合は特に多数人が一つの大きなプログラムをつくるため、多数のシステムエンジニアが参画し共同でつくり上げるという性格のものであるということが一つ。それから、でさう上がったプログラムについての責任をだれが負うのかということになりますと、プログラムはどの会社のものであり、あるいはどの会社が責任を持ってそのプログラムについての社会的ないろいろな追及を受けるか。そういうことを考えますと、もはやそのプログラムの会社は社会的実態に適合するということとで、今の十五条二項を提案申し上げているわけでございまして、個人の努力そのものは買わないでございませうけれども、仕事としてそのためにつくるものであるということが基本的なその著作権の所在

を決める大きな理由づけになるのではないかと思いうわけでございませう。

例えは悪いございませうが、職務として従事している結果、その付随的にできるものにつきましまして、これは十五条二項の適用を受けないわけでございます。現在の十五条におきましても、例えば大学の教授が大学で講義をするために講義案をつくるという場合を考えてみましても、それは自分の職務として講義案をつくらなければならない、大学において講義をすることが職務である、しかしその講義に使用するために講義案というものは職務の過程に付随してできるものでありまして、講義案をつくって印刷発行することが国の仕事であるいはその大学教授の仕事というぐあいには理解いたしております。この場合には大学教授が著作家であり著作権を持つというふうなこともあるわけでございまして、一般的に申し上げますれば、まさにプログラムをつくるために雇用され、プログラムをつくることを職務とし、またそのことによって報酬を受けているという場合につきましましては、十五条二項の適用を受けて、プログラムの著作家が法人等であり、かつ著作権が帰属するというのが合理的であり、かつ実態に適合しているというわけでございませう。

○粕谷照美君 現場で働く人たちがなぜこういうことを強く思い不満を述べるかということなんです。私はこの間再就職の方々とお会いして言ったんですけれども、やっぱり一つにはそういう技術者が非常に足りない。本場に足りないから今大事にされているんです。大事にされている割には、

【委員長退席、理事中川幸男君着席】

先日の参考人の意見ではありませうけれども、中村参考人は、そういうええ労働に報いるには少し低い支払しかしてないかなあというふうに言っているらしいわけでありませうけれども、そこが問題だと思ふんです。

発注をする会社は受注をする会社に対してこれこれで請け負ってくれと大体言うわけですから、その請負の単位といひますか、それは大体今平均的に

どういうような形式で行われておりますか。

○政府委員(加戸守行君) この辺のコンピュータプログラム作成の実態、当方としてはそれほどつまびらかにしているわけではございませうけれども、先生の受注の単位という御質問の確にお答えすることはちょっと難しいかと思ひますが、通常の場合でございまして、一つのプログラムそのものの丸々発注というケースよりも、大きなプログラムをつくるために部分的なプログラムについてそれを下請あるいは受注会社に発注をするという形態はよくあるように聞いております。その場合のそれぞれの大きなプログラムを構成する一部分としてのプログラムの発注ということが実態的には一般的に行われているケースではなからうかと思ひます。このようにございませうけれども、小さなプログラムの場合には丸々発注というケースも、ケースとして少のうございませうが、あり得るものと理解しております。

○粕谷照美君 私の質問が明確でなかったのかも知れませんが、大体依頼をするときには人月、十人で何月というふうな単位でもって請け負ってくださいます、こういうわけですね。そうすると、受注をした会社は従業員に対してこれだけの期間で頑張れと、こういうわけですね。こういう創作性を持つものでありますから、八時間労働でなんか終わらないわけですね。そして夜もやるし、機械が動いていて途中でとめるわけにいかないから、本当に八時間なんていったって十六時間もやることもあります。これが現実だというふうに思ひますけれども、そういう割には報われ方が足りないという不満から出ているんだというふうに思ひます。

それと同時に、発注をする側にしてみればその期間内にきちんとやってもらわなければ契約違反である、こういうことでものすごい大変な、それは経済のルールとすればそういうことにならうかと思ひますけれども、違約金を支払わなければならぬ。そのために労働者の労働なんというものは大変なものがある。こういうやっぱり不満というものがうっせきしているんだという

ふうに思ひます。

これは著作権そのものではありませうけれども、著作権法の学者は確かに法律については詳しいかもしれない。しかし、その場で働く人たちの大事にするような法律でなければ、これは働く者の創造性をかき立てるなんというふうなことはならないんだ、こういうことを指摘していただくわけでありませうので、十分に御注意をいただきたい、御留意をいただきたいというふうに思ひます。

ところで、先ほど私が、発注した会社に権利があるのか、これを受注した会社が開発した者かというところについてもう一つ質問をいたします。私は新潟出身のものですから新潟鉄工というのはいく身近にあるわけですから、この新潟鉄工に働く人、これは管理職でありましたけれども、この管理職が、数億円かけたシステムが完成して、完成した後で自分がそのソフトを持ち出したという事件があるの御存じだと思ひますけれども、御説明いただけますか、詳しく。

○政府委員(加戸守行君) ただいまのお答えを申し上げます前に、粕谷先生の今の取引慣行のことについてちょっと感想をいって恐縮でございませうが、文化庁の立場といたしましては創作活動というものを奨励するという観点からすれば、著作権が会社に帰属するといったにしても、そのプログラムがヒットした場合等におきまして褒賞金制度のようなものが取り入れられれば、今の著作権法、ローバーの問題ではございませうけれども、知的活動の創作奨励という観点からは好ましいことではないかという感想は持っております。余分でございます。

そこで、新潟鉄工事件の概要でございませうけれども、これは新潟鉄工が開発しましたコンピュータシステムに関する資料をその研究に従事した技術者が無断でコピーするために社外へ持ち出したという事件でございまして、これが業務上横領罪というところで五十八年に逮捕されまして、起訴されたわけでございまして、本年の二月十三日に東京地裁で全員有罪の判決が出たところでござい

ざいます。

この判断に当たりまして、いわゆる争われましたのは刑法上の業務上横領罪とそれから詐欺未遂罪でございますけれども、著作権法の観点からの議論もございましたのは、ちょうどそのコンピュータシステムに關します資料の著作権は誰に属するのかというところで、著作権法第十五条の法人著作の規定の適用を認めておりまして、このソフトウェアに關する著作権は会社に帰属するといふことが傍論として述べられております。

なお、事柄の本質は、今申し上げましたように業務上横領罪の有無が争われた事例でございます。

○粕谷照美君 そうしますと、その場合、新潟鉄工とそれを持ち出した者との間に契約が成り立っていたということなんでしょうか、この所屬は会社のものでありますよという。それはどうなっておりますか。

○政府委員(加戸守行君) 著作権法の現行法第十五条におきましては、法人等の使用者の発意に基づきその業務に従事する者が職務上作成する著作物で、その法人等が自己の著作の名義のもとに公表するものの著作者は、その法人等とするという規定がございます。この新潟鉄工所事件の場合には、この新潟鉄工所の名前で公表されたソフトウェアではございませんでした。いわゆる非公表のものでございますけれども、裁判所の判断といたしましては、「自己の著作の名義の下に公表するもの」という解釈をいたしまして、

「理事仲川幸男君退席、委員長着席」
既に公表されたもののみならず、これから公表するとすれば当然新潟鉄工所の名前で公表されたであろうという場合には第十五条の規定の適用があるという形で、公表予定のものも含めまして新潟鉄工所の公表名義になるという考え方を示したわけでございます。そういたしますれば第十五条の要件に合致する。したがって、このソフトウェアの著作者は新潟鉄工所である、そういう判断を示したわけでございます。

○粕谷照美君 そうしますと、明確に著作権法違反という判決になりますか。

○政府委員(加戸守行君) 先ほど申し上げましたように、起訴されましたのはこういったコピーするたの無断社外持ち出し行為が業務上横領罪に該当するかどうかという形で争われたわけでございますので、その限りでは著作権法とは関係ないわけでございますが、その判決の中で、先ほど申し上げましたように傍論をいたしまして、そのソフトウェアの著作権者は会社にありやという判断が示されたわけでございます。と申しますのは、被告側で、自分たちがつくったものであるから自分たちの著作物である、したがって、それを社外に持ち出すことは許されるという意味の主張をされたことに對します判断でございます。

○粕谷照美君 そうすると、会社側はこれ著作権法違反で訴えてもよかったです、反論してもよかったですということになりませんか。結論が出たから安心して著作権法違反だというふうに考えているのかもしれないが、そのあたりは実情としてどんな感じをお考えですか。

○政府委員(加戸守行君) 争われました事例が、ソフトウェア関係資料の社外持ち出し行為が争われたわけでございますが、粕谷先生おっしゃいますように、確かに持ち出してコピーをしているわけでございますから、そのコピー行為はプログラムあるいはソフトウェア関係資料いずれも著作権法の観点からコピー行為が著作権法上の複製に当たるという主張は可能であつたかと思ひます。

ただ、五十八年二月に逮捕された時点につきましてそれほどしかプログラムあるいはソフトウェア関係の著作権問題というのが必ずしも明確には十分認識はされていなかった面もあるし、検察側の態度としても一番はつきりして起訴しやすいのが業務上横領罪であつたということで、訴訟技術上の、あるいは立証可能といひますか、理論づけがはつきりしているという観点からの対応ではなかったかと考えております。

○粕谷照美君 そういう意味では今回の著作権法

改正というのは非常に大きな意味を持つものだというふうに思っておりますが、もう一つありますね。トランプの任天堂の事件がある。任天堂が下請にやらせていた。その下請が初めうちは一生懸命任天堂のために受注をして納めていたわけですが、ある日気がついたわけですね。これは自分のところに著作権があるんだということと頭張ったわけですね。これも結局下請が勝つたんですね。それもやっぱり、さっきの新潟鉄工所のものとは違ひますけれども、会社側と下請側との間に契約が行われていなかったということが原因ではないかというふうに思ひますが、これは質問通告してなかつたので資料多分集めてないんじゃないかと思ひますが、この実態はどういう理解をしたらよろしいですか。

○政府委員(加戸守行君) 著作権法上はあくまでもその著作物をつくり出した、つまり創作活動がだれが行つたかという形で著作権が発生するわけでございますので、先ほどもお答え申し上げましたように、発注側と受注側の関係で申し上げれば当然に受注側が著作権者の地位に立つわけでございます。したがって、通常の場合でございますと契約によりまして発注側が受注側の著作権を買取り取るといひますか、譲渡を受けるという形で処理されているのが通例でございますが、そういう措置がなされていない場合には法律上明確に受注側が著作権者の地位に立つことは当然でございます。

○粕谷照美君 ところで、先ほどおっしゃった、私の先ほどの質問に對してつけ加えて御説明をいたしたきました現場で具体的に創作活動をやっている技術者に対してすばらしいソフトができた場合には褒賞金の制度などというものが考えられるんじゃないか、そういうことで創作意欲を増させることもできるのではないかといい感想をお持ちになったというのであります。私は感想であつては困るんであつて、それはもう当然のことであらうというふうに思ひますけれども、そういうようなことがこの契約の中に盛り込まれることが望ま

しいというふうに思ひますけれども、どうでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) ただいまの御質問の事柄は通産省あるいは労働省の方からお答えいただくのが適切な事柄でございます。文化庁といたしましてはそういった事柄に關する職務権限あるいは行政指導権限はございません。しかしながら、先ほどお答え申し上げましたように文化、知的活動の創作奨励という観点から見れば、文化庁としてはそのような感想を持てているといふことを申し上げたわけでございます。それは具体的指導を行う立場にはないといふことを御了解いただければと思ひます。

○粕谷照美君 私はもう一つこれに關連してちょっと質問してみたいと思ひますのは、法人などの著作権に及ぶ範囲ということでありまして。例えば転載をした場合、退職をした場合、さっきの新潟鉄工所のようにソフトは持ち出さない、コピーはしない、だけれども頭の中に入っているものはこれはどうしようもないわけでありまして、同じようなものをつくつたとしても、このことはどういふことになりましてしょうか。

○政府委員(加戸守行君) もちろん、そのコンピュータプログラムは具体的な作製行為に參與された方は頭の中に当然あると思ひます。問題は、著作権法によりまして今回保護を明確にしようとしております事柄はコンピュータプログラムの複製その他の利用行為に對しての規制でございます。コンピュータプログラムプログラムのつくられるものとなりましてアイデア、アルゴリズム、原理といったものについての保護はいたしておられませんから、同じような原理、システムというものをベイスに別個のプログラムをつくられることは退職後も自由でございます。しかしながら、同じような表現を使つてつくるとすれば、それはかつて新潟鉄工所のためにつくつたプログラムと全く同様のプログラムを一種の盗作行為と同じような形で評価を受けるわけでございますから、その場合には許されないといふことでございます。

この関係は例えて申し上げれば、私が国のためにいろいろな文書をつくって文化庁の文書として発表したものをつくり同じような表現を使って同じような中身のものを雑誌に発表して原稿料をもらおうというのと似たような関係に立つのではないかと思います。やはりある程度の換骨奪胎といえますが、プログラムの原理は使つてよろしうございませうけれども、プログラムの表現が同じようなものでは困るという意味の縛りがかかるわけでございます。

○粕谷照美君 では、次の二十条に関連をして伺います。

著作権者は人格権として十八条の公表権、それから十九条の氏名表示権、また二十条の同一性保持権というものを保持しているわけですが、この同一性保持権はベルヌ条約によれば、著作者の「名誉又は声望を害するおそれ」ある場合に限り保障されると、こうあるわけでありませう。体や命などというその人格権と違つて厳格さに欠ける、これは当然のことだといふに思ふわけですが、これも、文学、芸術作品と違つて技術的作品でありますから、変更だとか削除だとか、その他の改変は著作者の人格的利益を必ずしも害することにはならないのではないか。法の認める改変の必要性の判断は一体どこにあるのかといふことはいかがお答えになりますか。

○政府委員(加戸守行君) ただいま先生御指摘なさいましたように、ベルヌ条約の六条の二の一項で著作者の人格権の規定がございます。それは確かに著作者の「名誉又は声望を害するおそれのあるもの」に対して異議を申し立てる権利を保有する」という規定でございます。我が国の著作権法に規定してございます十八条から二十条までの著作人格権はこのベルヌ条約を受けたものではございませうが、これと全く同一内容のものであるとは必ずしも考えておりません。条約で要求しておりますのは最低限の権利でございますので、それを若干敷衍し、あるいは日本の国内情勢に見合った形で十八条から二十条までの各種人格権の内容を

規定したものでございます。しかしながら、基本的にこの精神といたしますところは著作者の名誉、声望を害されないようにするということを担保するための規定が、具体的には例えばこの第二十条の同一性保持権でございます。

ところでコンピュータプログラムの場合につきましては、もとよりプログラムの使命と申しますのはコンピュータに作動させるその機能性というものに大きなウエートがあるわけでございますから、当然に内容の改変等がそのコンピュータプログラムを利用するために必要な場合が生じてくるわけでございます。その場合は当然にそういうことを想定してプログラムがつくられていくという理解のもとに立ちますれば、同一性保持権の侵害といふことの考え方が出てくる余地はないわけでございます。しかしながら、そういうことは一般的に著作権法の二十条におきましても現行の第三号でございますが、「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ない」と認められる改変を許容いたしておりますけれども、その中で完全に読めるのかどうかについて疑義がある、あるいは昨年来のプログラム権法構想等の議論の中におきましても、同一性保持権がプログラム利用の大きなネックになるといふような御主張等もございました。私も勘案いたしまして、具体的にこういう利用は人格権を侵害するやうな改変には当たらないといふことを明確にした方が適切であろう、そういう判断に立ちまして新しく三号を追加して提案を申し上げている次第でございます。

○粕谷照美君 ここが通産省との非常に問題点だったんだらうといふふうに考えますが、それで整合性が得られたとしても私にはどうしてもわからないのは、やむを得ないといふ程度と、どの程度のことになっているのかといふことであります。

○政府委員(加戸守行君) 確かに、やむを得ないと認められるといふものは客観的に認められる

といふことでございまして、争いがございませうれば最終的には裁判所の判断によらざるを得ないわけでございます。しかしながら、この同一性保持権の立法理由、趣旨自体が先ほど申し上げましたように、著作者に對つて著作物を改ざん、変更されることは精神的に耐えがたいものであるかどうかという事柄でございませうから、例えば小説の場合でございますと、自分の書いた文章といふのは貴重なものでございませうので、一字一句たりとも変更されることについて極端なアレルギーをお持ちの先生方もいらっしゃるでございませうし、そういう意味の、言葉の表現自体が命であるといふやうな文芸作品の場合についてはシビアな判断が加えられると思ひます。一方プログラムの場合には、著作物の特性、性質からいたしまして、先ほど申し上げましたように、コンピュータの機能そのものが命でございませうので、そのための改変をすることについてプログラマーなりあるいはプログラマーをつくられた方が、その表現が変わることは耐えがたいといふやうな認識をお持ちのようには考えられませうし、また社会的実態からしてもそれは許容される。したがって、一般社会通念によつて判断をされるということにならうかと思ひます。

○粕谷照美君 そのところが大変難しいんだらうといふふうに思ひます。やっぱり常にバージョンアップをしながらやられていくわけですから、一体どこでどこで変わっていくのか、このところからやむを得なくなるのか得るのかといふ判断というのは非常に難しいだらうといふふうに思ひます。

裁判にということでありませうから、最終的には私は裁判の部分といひますか、紛争の解決の部分でこの辺をまた質問してみたいといふふうに思ひますけれども、プログラムが常に改変されて利用されていく、その翻案権の及ぶ範囲について第六小委員会が中間報告を出しているのではないかとと思ひますが、具体的にわかりやすく御説明いた

○政府委員(加戸守行君) 著作物の翻案と申しますのはいろいろな著作物につきましてもかなり微妙な、解釈の難しい問題がございます。特にプログラムの翻案といふ考え方の場合についてはそのことが強く言えるわけでございます。昨年一月発表されました第六小委員会報告の中でもかなりブレイクダウンした形でプログラムの翻案についての考え方を示しております。一般的には小説等のように基本的な筋、仕組みをベースとしてでき上がったものが、例えばドラマになる、映画になるといった場合につきましては、その内容性としてその権利が及ぶ、つまり翻案といふ概念で押さえられる範囲が広いわけでございます。一方、それに対してプログラムの翻案と申しますのは、この著作権法の提案の中でも明記してございませうに、いわゆるアイデア、アルゴリズムといふものを保護いたしてございませう。そういう観点からいふアルゴリズムを保護しないといふ基本的観点からいふと、プログラムの翻案権が及ぶ範囲といふのは極めて狭くなるだらうといふのが一般的に言えるわけでございます。

そういうことを冒頭に述べまして、次に一つのプログラムに基づいて、これを別のプログラムに変更する場合の考え方でございます。もとのプログラムをAといたしまして、次にできるプログラムをA'といたしまして、Aプログラムの実質的な内容及びその表現といふものをそのまま受け継いで、そのA'プログラムがAプログラムに付加した状態といひますか、新たな創作性を加えて、例えば言葉は適当であるかどうかわかりませうけれども、Aプログラムの内容が八〇あるいは七〇であり、それに対して二〇なり三〇の創作性が加えられたA'プログラムという場合には、このA'プログラムはAプログラムの翻案に該当する、そういう考え方を示しております。

それから既存のプログラム、つまりAプログラムをベースとしてその機能を向上させたプログラムを同様な目的を達成するためにBというプログラムができた場合を想定いたしまして、この場合

に、そのAプログラムがねらいとしております機能は達成されるわけでございますが、その作成の過程がAプログラムの表現形式を踏襲するんでははななくて、そのAプログラムの内容を分析いたしました、そこに含まれておりますいわゆるアルゴリズムという原理に立ち返りまして、その基本からプログラムをつくり直す結果としてBプログラムができたという場合には、これは別個のプログラムである、Aのプログラムの著作権を侵害することなくつくられたプログラムであるという考え方を示しておるわけでございます。

こういふような一般的な考え方を第六小委員会報告の中で一応考え方を示すことによりまして実務的な扱いにおきましてプログラムの翻案に該当するかしんないかの一応の交通整理はできようかと思っております。ただし、どの程度の変更が翻案に該当するのかわかりになりますと、それはケース・バイ・ケース、ボーダーラインの微妙な場合も当然出てこようかと思われまします。

○相谷照美君　それだからこそ裁判というのはなおさら専門的で長く、難しいものがあるんだらうというふうに考えております。しかし、一応の指針ができた、ガイドラインができたということについては私は評価をいたしますが、もう一つそれにやっぱり深く関連する問題では登録制度があるうかと思ひます。第七十八条の二になりましょうか、この法律案には登録に関する部分は本法案と一緒に提出をしないで別につくると、こうなっております。それはなぜそういうことになっているんですか、普通法律だったらそういう制度をつくりますよと言ったら、一緒にその法律も出してくださる、これが当たり前なんではないかと思ひます。あるいは政令にゆだねるのでしょうか、これはどうなっておりますか。

○政府委員(加戸守行君) 提案申し上げております改正案の中で第七十六条の二をいたしまして、創作年月日登録の制度を設けつつ、第七十八条の二におきましてその登録に關しましては別に法律で定めることとしております。そこで、この

別に法律で定める法律の内容といたしましては、登録の手続あるいはプログラムの複製物を納付させる、あるいは登録にかかるプログラムの名称、機能の概要等を掲載した広報の発行などの考え方を盛り込む予定でございますけれども、例えば広報に掲載すべき事項といたしまして、ねらいは流通の円滑化でございますけれども、一方におきまして企業秘密を確保するという関係もどのように調整するかということにつきましては慎重な検討が必要でございますし、また関係業界の意見も聞く必要があるわけでございます。それから、場合によりましてはプログラムに関する登録申請件数などがどのようになるのかということが今のところはっきりつかめませんけれども、先般の参考人の意見聴取でもございましたように、相当膨大な件数が登録されるんじゃないかということが予想される、あるいはその場合におきましては登録事務を文化庁として十分に行い得るのかどうかという問題も検討の必要性が出てくる可能性もございまして、そういうことでこれらの関係規定の整備というのを、率直に申し上げまして通産省と文化庁とで合意に達し、今国会での成立を期して法案を提出する段階までには詰める時間的余裕もございませんで、また関係団体等からの意見も十分聴取する時間的余裕もございませんでしたので、大変恐縮でございますが、別建ての法律といたしまして次の通常国会に提案をさしていただきたい、それまでの間に通産省との間並びに関係団体の御意見等も十分聴取をして適切な登録関係に關します法律を提案申し上げたいと考えておる次第でございます。

○粕谷照美君 大臣にお伺いたしますけれども、今の説明によりますと、先日の参考人の御意に見によればかなり膨大な数の登録が行われるであろう、それが文化庁として事務をやるかどうか、今十人しかいないわけですからね、やるかどうかについてもこれから通産省と話し合いをする、こういうことでありますね。来年の四月一日から突如として登録がふえたということにはな

らないだろうと思いますけれども、文化庁の事務としてやれるかどうかという事務処理能力ということは結局人数に関連してくるわけですね。そのあたりは今後の予算編成に関連をいたしまして何かありますでしょうか、どうですか。

○政府委員(加戸守行君) 先生御承知のように行政改革の時代でございますし、また国家公務員の定数も削減の方向に向かっておるわけでございますので、このために膨大な人員等を要求して整備をするという考え方は持っておりません。具体的には文化庁で対応できるかどうかという予測すると同時に、仮に登録事務あるいは登録された現物の保管とか、そういった諸般の事務等が文化庁として対応がもし事実上不可能に近い状態であるという認識を持てば、私ども考えておりますのは場合によりましては民間の適切な機関に登録を委託し、その登録に関する文化庁の監督規定を設けるというようなことも一つの方法ではないかという形で今後十分にその辺の状況を見きわめたいというところでございまして、決してこの登録事務に伴いまして文化庁の著作権課に膨大な人間、定員を要求しようというつもりではございません。

○粕谷照美君 このコンピューターソフトというのは、プログラムというのは非常に秘密性を要する部分があるわけでしょう。絶対に人に見せたくない、知られたら困るというそういう部分もたくさんあるわけですね。それが民間の、文化庁がちゃんと運用規定をつくるとはいいいまでも、そのようなところに登録をするのでしょうか、うんと低いレベルのもののだけが登録されるというふうにお考えになりますか、どうでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) 今回の登録制度は創作年月日の登録制度でございまして、内容を実態的に審査するものでございせんので、申請主義に基づきまして形式さえ整えば受理するという、ある程度機械的のなといひますか、形式審査による登録でございまして、内容審査に例へば工業所有権のような実態審査に立ち入りません。そういう意味ではその登録に関する仕事の対応の仕方として

ては高度の専門性が必要とは必ずしも考えていない。ただ、問題は今申し上げましたように秘密の問題でございまして、国家公務員には当然秘密を守る義務がございまずけれども、そういった場合には信頼のできる民間の機関がございまずればそれに行わせる場合を想定いたしますと、これは仮定の話でございまずすが、当然に国家公務員と同様の秘密を守る義務というのも別の法律におきまして規定する必要がある出てようかと思ひます。そういった秘密性というのの一番基本でございまして、その意味におきましてプログラム、特に納付されましたオブジェクトプログラムの複製物というものにつきましての扱ひは極めて慎重を要する事柄があるかと思ひますけれども、通常はそれを対外的に見せたり出したりするわけじゃございまずで、倉庫にしまつてそれが厳重な管理が行われるという状態があり、しかも公的な機関の監督が十分な場合であるならばそれも可能ではなからうかということをお考へておるわけでございまして、もちろん今後の問題でございまずけれども、そういった問題も含めまして別に定める法律の内容を検討していきたいということでございまず。

○粕谷照美君 次に、先日の参考人のときにも私は質問したんですけれども、日本産のH社のコンピュータを使用していたユーザーがIBMにH社が訴えられている、で和解をした、その和解をしたために使用契約を結びなさいと、こういうふうに言われた。使用契約なんということを考えてもみなかったのでしょうかと想ってあちらこちらを見渡したところが、東大あたりでも使用契約を結んでいるということがわかったので自分のところも結んだということが、あれは新聞の「論壇」に載っていたと思いますけれども、この新設の第百十三条第二項と関連をいたしまして「情を知つて」と、この部分に関連して質問するわけですが、著作権侵害には知らなかったんですからならないのじゃないか、契約を結ぶということは必要ないと思うのですけれども、それはどうです

か。

○政府委員(加戸守行君) もちろん先生今おっしゃいました事は著作権法の改正提案の前でございまして、また現に改正案も整理してないわけでございますから、旧といいますが、改正前の著作権法で判断されるといたしまして、いづれにいたしましてその著作権法の上におきましてはプログラムを使用する行為につきましては規定は現行法にもございまして、今回の百三十三条二項も情を知って使用する場合でございますので、当該事案は情を知らなかったわけでございますので、いづれにいたしまして著作権法の規制が動く事柄ではございません。しかしながら想像いたしますに、I社とH社との関係におきましてどのような話し合いがあったのかわかりませんが、その力関係でH社から東大あるいは神奈川県に対してのI社との契約を結ぶようにという要請が行われ、事実問題としてそのような処理がされたというぐあいに理解しております。これは著作権法の問題といえます。両者間におきまして商取引の内容としてそのような形の要請があり、それを受けて、それがユーザーである東大なりあるいは神奈川県にそういった処理をするように協力要請があったものと、事実上の商取引の一環として行われたものと理解しております。この事柄自体が適切であるかどうかという問題は別といたしまして、著作権法とは関係のない事柄であり、また今回の改正案によりまして規制を受ける事柄ではございません。

使用する行為につきまして使用権という概念で規定しようと考えていたようでございます。その事柄はコンピュータを動作させるためにプログラムを使用する行為すべてに権利が動くという立場をとったわけでございます。プログラム権法構想につきましてはそういう意味で一々コンピュータを動かすたびにプログラムが使われるから、その都度権利が動くという概念構成は極めて問題が多くて慎重であるべきであるというのが当方の考え方だったわけでございます。もちろん、プログラム権法構想におきましても、すべてのコンピュータプログラムを利用行為を規制しようとしたわけではございませんで、善意で取得したプログラムを使っている場合には、プログラム権侵害ではなくて、相当な額の補償金を支払えば足る、つまり今までどおり使ってもよろしいがそのかわりお金を払いなさいというような概念構成になっていたわけでございます。しかしながら、その問題も、理論的には使用権というものを、権利を設定しておきながら、善意で使い始めれば、先使用権といえます。通常使用権が発生するかどうかとき法理論構成ということにつきましては著作権法学者の中でも厳しい御批判のあったところでございます。世界に類例のない権利の概念構成であるというようない批判もございました。そういう意味で、この問題については、当方といたしまして使用権の導入は慎重であるべきであります。実態的に問題となっておりましては何かと申しますと、例えばゲームセンターで海賊版とわかっていてゲームソフトを買ってそこで利用させているというような場合につきましては、それが海賊版業者がプログラム業者でございまして抑えられない。しかしながら、違法海賊版のゲームソフトがあちらこちらのゲームセンターで大手を振って使われている状態は何とか規制しなくてはいけないではないかというのが使用権発想の一つであったわけでございます。その意味で今回百三十三条二項を提案申し上げましたのも、具体的な極端なケースにつきまして、本来の使用権概念は導入は

いたしませんけれども、そういった海賊版プログラムを利用する行為が大げらに行われるということだけは何とかして防ぎたいというのが百三十三条二項を提案申し上げた趣旨でございます。結果的にはプログラム権法構想とは似た形の規制になります。基本的な違いは、善意で使い始めたものであってもプログラム権法構想では補償金を払わなければならないという点が今回の提案とは基本的に異なる、内容的に異なるところでございます。

○粕谷照美君 善意でというよりは「情を」という言葉、事情というふうに言えば私はよくわかるんですけれども、何か「情を」というふうに言われましてちょっと昔の国会の事件を思い出しまして非常に不思議な気がするわけですが、それではこのところでは明確に通産省側の意見と文部省側の意見は合致をしたという理解をしてよろしいかというふうに思っています。それはわかりました。

ところで、先ほどからいろいろな事件が起きたというところに関連してすけれども、権利侵害があった場合の紛争処理の制度であります。文化庁の見解はどのようになっておりますか。

○政府委員(加戸守行君) すべての分野でございしますが、こういった権利関係の訴訟、争いにつきましては、最終的には訴訟によりまして裁判所の判断で解決されるものでございます。ただ、そのための便宜的な事前段階としては、例えば民事調停のような制度もございします。しかし、訴訟以外の問題といたしましては、両当事者が合意しなれば最終的にはどうして訴訟に持ち込まれるわけでございますので、あくまでも途中のあつせん、調停、いろんな制度にいたしまして、両当事者がその解決に合意をするということが前提となるわけでございます。その意味で、いろんな紛争解決の問題というのは、例えば著作権法におきましては著作権紛争解決あつせん委員の制度を設けてあつせんを行うことといたしておりますけれども、これとても両当事者がそのあつせんに同意

をしなければ成立しない事柄である。そういう意味で、訴訟以外の方法で強制的に行政庁が介入して一方的に国民の権利義務を裁くということは現在の法制度の中では存在しないものでございします。となりますと、このあつせん制度というものがいかに簡易迅速に行われるかということにつきましては、手続問題、内容の実質面はございしますけれども、制度といたしましては現在の紛争解決あつせん委員の制度を活用していただく。両当事者が合意できなければそれはどうしても訴訟になるという二者択一のような状況になるのではないかと考えておるわけでございます。

○粕谷照美君 文部大臣は法律的なことを非常に御専門家でいらつしやるみたいですけれども、こういう技術、コンピュータソフトウェア、もう言葉で覚えるだけでも大変です。そういうような言葉を一々裁判官に説明をして、裁判官も一回説明されたらそれと云うてのみこむような今実態にあるのだろうか。例えば今三十五歳を過ぎた人たちはこういうコンピュータそのものについてだつて大変な抵抗があるのではないかと云うふうに思っていますけれども、そうでなくとも裁判そのものは随分長くかかる。プログラムの命というものは非常に短い。そんなに長くかかっていたらもう意味もない。こういうことについて一体迅速公正な裁判というものは具体的にできる保障といえますか、条件下に今ありますでしょうか。

○国務大臣(松永光君) 先ほど次長もお答えいたしましたけれども、我が国の当事者間の紛争処理に関する裁判制度、訴訟制度は、最終的な判定をするのは一般の裁判所というふうな仕組みになっておまして、かつてのように行政裁判所とかあるいはその他特別の裁判所は設けてはならぬというふうな憲法上の規定もあつたかと思つております。したがって、技術的な要素をたくさん含んでいる紛争あるいは特別な知識を必要とするような紛争等の場合にも、一般の普通の裁判所で最終的な判定をするという仕組みになっておるわけでありま

す。したがって、それではとてもじゃないが迅速な解決ができにくいということから、その事前の段階としてあつせん制度それから一般的な紛争解決の手続でありますけれども、調停という制度等々が実はあるわけでありませう。一般的に裁判所の刑事、民事両方ともそうでございますけれども、どうも訴訟期間が長いじゃないかという問題はしばしば言われているところなのであります。長いのはではいかなる理由によるのか、こういうことになってくるわけでありませう、これは私が言う立場じゃありませんけれども、どうしても両方の主張を十分聞きたい、あるいは双方が申請する証拠をできるだけ詳細に調べたいということになってまいりますというところでも長くなってくるというが実情のようでございます。そういうことでありますので、実際問題としては権利保護に欠けるらみもないわけじゃありません。

それからもう一つの問題は、そういう特別の知識を持っていないという判定できないという面があるわけでありませう、これにつきましては、これも一般的でございますけれども、訴訟の中で鑑定という仕組みがございます、裁判所が特別の知識について判断の材料を得んとする場合に、その人が宣誓をした上、厳正公平な立場で鑑定をしていただく。その鑑定の結果を裁判所の判断の資料にする。こういう実は仕組みになって、それによって専門的な分野につきましても裁判所が最終的には判定を下す、こういう訴訟の仕組みに、あるいは紛争解決の仕組みに我が国の法体系はなっております、こういうことだろうと思うわけでございます。

○粕谷照美君 諸外国ではこういう点についてはどういふような状況をとっておられますでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) つまびらかにいたしません、一般的に著作権制度の中におきましては、いずれの国も訴訟による解決というので途中にこの日本のような紛争解決あつせん制度とい

うのを設けている国はそれほど多くないように思います。したがって、特にプログラムという問題が、これは日本だけじゃなくて恐らく世界各国でも非常にこれから頭の痛い難しい判断を求められる事項になってくるだろうと思っております、そういう対応の仕方等につきましては、状況は十分に把握いたしております。ただ、我が国の場合について申し上げれば、最近におきまして著作権紛争事例の頻発等もございました関係で、例えば東京地方裁判所では第二十九部という専門の部を設けて著作権紛争はそこですべて処理をするという体制をとっておりますので、プログラム関係も著作権制度による保護が明確化され、今後の問題も、例えば東京を管轄とします事案でございますれば、今申し上げた二十九部でそれだけのそういった事項を深く掘り下げている裁判官によりまして判断がされるものと思っております。

○粕谷照美君 今回の法律改正そのものについての質問はここで終わりますけれども、著作権法に關連いたしまして、今のあつせん制度ですね。百一国会でできました貸しレコードの貸与権の問題があるわけですが、あの中、あつせんをするというところでこれが解決するだろうかという大変な危惧を持ったような状況が現実にはこの文教委員会の中でも展開をされました。レンタル業界の代表とレコード協会の代表、それぞれ激突するわけですね。そして、権利を持って三者のオーナーがとれなければこれはだめだと、こういうことであります、六月一日からたしか施行になったんじゃないかというふうに思いますが、これ無事に解決したでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) 昨年の六月一日に、いわゆる貸しレコード暫定措置法、議員立法によりまして暫定措置法が施行されました、それ以後におきましては、日本音楽著作権協会、日本芸能実演家団体協議会、並びに日本レコード協会という三者、権利者側の三団体とレコードレンタル商業組合との間におきまして話し合いが進められまし

て、まず暫定措置法下におきましては暫定的な仮契約といえますか、暫定的な処理という形で許諾が与えられて実質的に機能いたしております。問題は、政府提案によりまして著作権の一部改正法が本年六月二日から施行されたわけでございまして、既に日本音楽著作権協会とレコードレンタル商業組合との間におきましては合意に達しました、文化庁長官の認可を受けた使用料規程に基づきまして現実に契約が成立し、既に日本音楽著作権協会関係といたしましては、本年の四月現在でございまして、千八百十三店の貸しレコード店と契約が成立し、円滑に施行されております。

一方、レコード協会側と実演家団体協議会と、それから今申し上げた貸しレコード側との話し合いが若干おくれましてございまして、両者間で暫定的な措置は先ほど申し上げたようにあるわけでございますが、基本的な合意には両者達しておりまして、今、内容のPR等を行っております、正式な契約は今月中にもスタートして円滑に実施が進むものというふうに考えております。

○粕谷照美君 今のあつせんのところなんですけれども、非常に困難な状況の中で条件つきで許諾をするようにとの行政指導があった、こういうふうにして、今文化庁の努力を高く評価しているのがレンタル商業組合の機関誌に載っております。本当に御苦労さまたったと思っておりますけれども、そういう意味でレンタル業界は商業組合をつくって自主規制をしております、自助努力を払っている。しかし、千九百あるであろうと言われるこの業界の中に、ここに結果を述べているのが千六百五十から千七百ぐらいなんです。残っているアウトサイダーがあるわけですね。この辺のところも自分たちの努力で統合していきたいと思っております。

○政府委員(加戸守行君) 貸しビデオの問題につきましてはいろいろルートがございますけれども、まず暫定措置法下におきましては暫定的な仮契約といえますか、暫定的な処理という形で許諾が与えられて実質的に機能いたしております。問題は、政府提案によりまして著作権の一部改正法が本年六月二日から施行されたわけでございまして、既に日本音楽著作権協会とレコードレンタル商業組合との間におきましては合意に達しました、文化庁長官の認可を受けた使用料規程に基づきまして現実に契約が成立し、既に日本音楽著作権協会関係といたしましては、本年の四月現在でございまして、千八百十三店の貸しレコード店と契約が成立し、円滑に施行されております。

一方、レコード協会側と実演家団体協議会と、それから今申し上げた貸しレコード側との話し合いが若干おくれましてございまして、両者間で暫定的な措置は先ほど申し上げたようにあるわけでございますが、基本的な合意には両者達しておりまして、今、内容のPR等を行っております、正式な契約は今月中にもスタートして円滑に実施が進むものというふうに考えております。

一つはビデオ協会という団体がございます、そこでは適法なライセンスを得てビデオのレンタルができるようなビデオレンタルシステムというものをとりまして、現在レンタル店の約四百五十店が加盟しております、その四百五十店との間には、ビデオ協会との間におきまして契約により適切な処理がされているということでございまして、そのほか、ワーナー・パイオニア関係、あるいは日本ビクタービデオ系といろいろな形のそれぞれの系列店がございます、八百店程度でございますがそれぞれの系列がございまして適法なレンタル契約が結ばれております。しかしながら、それ以外のいわゆるアウトサイダーと申しますか、今のビデオ協会、あるいはワーナー・パイオニア、あるいは日本ビクタービデオといったようなところ以外、つまりそれらと契約を結ばないで現実に行われている貸しビデオ店がたぶんございまして、現在私も承知しております限りでは、全国で貸しビデオ店が約二千店あるというぐあいには理解しておりますが、先ほど申し上げた四百五十とか八百、八百と申しますのは、それぞれオーパーアップした、それぞれビデオ協会にもあるいはワーナー・パイオニアにも両方の契約もございまして、そういう点ではまだ相当数の無契約によりまして、あるいは無許諾のビデオレンタル店が営業を継続している状況にあると理解しております。

そのために、現在そのビデオ協会では、ビデオ著作権保護監視機構というのを昨年の十月に設立いたしました、未契約店あるいは無許諾店に対しまして監視を強めまして、契約の方向へ持っていくようにそれぞれの自助努力をしている状況にございます。

○粕谷照美君 この問題は、今おっしゃったとおりだと思っております、私はこのレコードレンタルの方で、ビデオレンタルも一緒にやりたい、同じ店で、こういうことを申請しているんだけれどもなかなか許可がもらえないとか、あるいは、まじめにやっていたら、これはつぶれてし

もうんだと、こういうことを言っておりま
ね。まじめにやらなければ営業ができて、まじめ
にやったら営業ができないというの不思議な話
ですが、大体ビデオをつくっている側からすれば
これは二千本売れば採算が成り立つんだそうで
すね。したがって、違法店が二千あつてそこ一
本ずつ買つてもえれば十分採算がとれると。そ
ういう意味では日本レコード協会のように厳しい
追及がない、指摘がないという商売上の問題点も
あるうかと思ひますが、私が言いたいの、こう
いうビデオとあわせて今パソコンレンタルが
出現をしているのであります。これは二十
六条の二に關連いたしまして、今度の改正案で貸
与権による規制が働くのではないかとこのうふう
に思ひますけれども、大変大きな意味を持つてお
りますね。文化庁としてはそれを意図してつくら
れたのでしょうか。

○粕谷照美君 午前中はこれで終わります。
○委員長(眞鍋賢二君) 午前の質疑はこの程度と
し、午後一時まで休憩いたします。
午前十一時五十九分休憩

午後一時二分開会

○委員長(眞鍋賢二君) ただいまから文教委員会
を再開いたします。

休憩前に引き続き、著作権法の一部を改正する
法律案を議題とし、質疑を行います。

○粕谷照美君 芥川先生、大変お忙しいところ私
の質問のためにお願いいたします。

先生のお名前も入りまして、日本音楽著作権
著作隣接権団体協議会から私宛てに「著作権法上
当面する重要問題の解決についてお願い」とい
う書類が届いております。これは多分、文化庁に
も出しましたところ、文教委長にも出しましたとい
うことが別のところに載っておりますから皆さん御
存じなんだと思ひますけれども、ホームテーピン
グの問題とローマ条約への加盟問題が中心で、何
とかしてもしなければ困るといふ御要望なんだ
というふうに思ひます。そしてまた、日本音楽著
作権協会の会報というのを私拝見をさせていた
きましたけれども、世界会議が東京で開かれてい
るようでありませう。それで、そこでもまたいろ
いろなことが話し合われて、特に今御要望のこと
が中心になっているようであります。中曽根総理
のお顔なんかも出ているわけで、多分ごあいさつ
の中にはたまたましい文化の話なんかもおやりにな
ったのではないかと、こう思つておりますが、
私どもは著作権の基本にかかわる問題として今の
二つの項目を受けとめております。

○参考人(芥川也寸志君) まず、発言の機会を与
えていただきましたことに感謝申し上げます。

私のように音楽に携わる者あるいは文学に携わ
る者といつても同じことだと思ひますが、そうい
う者たちにとりまして、著作権法というものは自
分を守つてくれる救いの神でございます。私ごと
で大変恐縮なんです、私の父は小説家でありま
して、私が二歳のときに死にました。それから、
当時、龍之介の小説はかなり広く一般に読まれて
おりましたので、私は母の手で戦争がかなり激し
くなる昭和十九年ごろまでは何となく暮らして
成長いたしました。音楽の勉強しまして音楽家に
なることができたわけでございます。ですから著
作権の持つ経済的な意味というものは極めて大き
いと言わざるを得ません。しかし、これは全く仮
定の問題でございますけれども、その龍之介とい
う人物がもし音楽家であつて、それで昭和の初期
にホームテーピングというふうなものが存在して
いたとしますと、恐らく私は路頭に迷ひまして、
全く別の人生を歩んだらうと思ひます。

今申し上げましたのが著作権法における経済的
な意味だと思ひますが、著作権法にはもう一つの
大きな側面、これは第一条の目的に掲げられてお
ります文化的な意味だと思ひます。つまり、経済
的な意味は人の人生を左右いたしますけれども、
文化的な意味は民族の運命を左右いたしますし、
場合によっては一國の運命をも左右いたします。

今問題になっておりますホームテーピング、私
的録音・録画問題でございますけれども、私たち
はつくり手といひますか、音楽をつくるつくり手
としていわば無言の要求を一般公衆から感じて音
楽を創作いたします。これはつくり手としての立
場でございます。それで、私が楽譜を書きます
と、それはただ単なる楽譜でありまして、音楽の
営みは生まれません。この楽譜が今演奏する立
場の実演者の手に渡ります、あるいはレコード製
作者の手に渡ります。この人たちはいわば社会へ
の送り手であつて、その送り手によって音楽が演
奏されますと、初めてその音楽が受け手である公
衆に伝達されて、そこで初めて音楽としての

営みが成立いたします。そうしますと、今度聴衆
の方は、受け手はもう少しこういう音楽が欲し
い、もう少しああいう音楽が欲しいという無言の
また要求を送り手の方にぶつけて、それで創作
者といふものはそれをまた感じ取つて新しい創作
に励むものでございます。

ところが、ホームテーピングといひますのは、
人類が太古の時代から現在まで続けてきたこうい
う音楽の営みというのを非常に破壊するものでござ
いまして、今の例を引いて申しますと、送り手
から受け手へ行った音楽を受け手の中でまた複製
してしまふ。複製するということはまた新たなつ
くり手がそこにいるわけでございまして、それを
まただれかに貸すとか与えるということによつて
その人はまた送り手になる。つまり、その受け手
の公衆の中で小さなつくり手、送り手、受け手と
いう関係が乱立するといふような関係になります。
そうしますと、本来のつくり手と送り手との
パイプといふものが非常に細い、もうあつてもな
くてもいいような存在になつてきてしまひます。
つまり、これが創造的な意味を失はせるという根
本的な意味でございます。

それで、昨今、科学技術の発達によりまして著
作物の利用媒体がいろいろに新しい媒体が生
まれてくるわけでございまして、今まで著
作権制度といふものは、適当にその新しい媒体が
生まれるたびに改正が加えられて近代化を遂
げてきたと思ひます。しかし、大体対応がくれ
がちでございまして、著作権者のための保護の手
段といふのは多くの場合時代おくれという感じに
なりますけれども、このホームテーピングの場合
には技術の進歩が予期しないくらい非常に速さで
進みましたために、法制度の対応のおくれという
ものがひととき非常に目立つ存在になつておりま
す。

それで、いろいろな心配することがございま
す、その一つは、こういう状態を放置しておきま
すと、著作権軽視という風潮を生むことになる
と思ひます。今まで著作権制度の発達のために非常

に努力を重ねてこられたという先人の努力というものが無にならねないという状態であると思ひます。

こういうふうに、ホームテレービングというものは、経済的な問題というふうな、そういう側面だけでとらえられがちでございすけれども、この問題の中にはもっと大きな文化の問題や民族の問題やそういう大きな問題が含まれていて、うことを初めて申し上げたわけでございます。そして、それと私自身著作者でございすので、その著作者の抱えている不安な気持ちというものを申し上げたわけでございます。

○粕谷照美君 どうもありがとうございます。

今のような先生のお話を伺いながら、ホームテレービングというものは非常に著作者に不安を与えているというこの御要望ではないかと思ひます。ですが、ホームテレービングの現状について御報告もなさっているようでありますけれども、今の場でお話をいただき、そして、そういう機器の普及についてどのような影響が具体的にあらるかというところについてお話をいただきたいと思ひます。

○参考人 芥川也寸志君 私ども日本音楽著作権協会、略称JASRACと申しますが、このJASRACと芸協、日本芸能実演家団体協議会、それともう一つレコード協会、この三つの団体が昨年全国調査をいたしました。その結果をちょっとお話ししたいと思います。過去一年間にホームテレービングを経験した人数でございますが、三千八百万人、これはアメリカの調査がございす。三、四億人の調査でございます。

が、アメリカの場合には四千五百八十万人。アメリカの方が日本を上回っておりますけれども、総人口との対比で申しますと、アメリカは二〇％に對しまして日本は三二・八％。日本の方が上回っております。それからホームテレービングをする年齢、年齢別に調べてみますと一番多いのが十三歳から二十三歳、この年齢層が八〇％を占めております。それから何を録音するかという質問をしてみました。そのうちの九三％が音楽という答えて

ございす。これはヨーロッパなどと比較して見ますと、ヨーロッパはIFPIの調査がございす。その場合、ヨーロッパは九〇％以上が音楽、アメリカの場合は八四％が音楽ということで、ホームテレービングの場合には音楽が圧倒的に多数であるということがよくわかります。ちょっと計数的な数字ばかり並べまして大変恐縮でございすけれども、一人が平均年に十・三回ホームテレービングをして、一回のホームテレービングで十・一曲をテレービングしております。録音、複製してあります。それで、この数字をもとにしてホームテレービングされる著作物の量を、数を推定いたしますと、一年間でホームテレービングされる曲数は八十億八千万曲という膨大な数になります。アメリカの調査ですと、もしあなたがホームテレービングをしなかつたらレコードを購入しましたかというクエスチョンがありまして、それに對するアンサーとして、その答えを総合いたしますと、購入の機会を失ったレコードは年に三億二千四百七十七万枚という非常に多くの数に上ります。この割合を、パーセントを我が国に当てはめてみますと、ホームテレービングによりまして一年間に三億八千七百万枚のレコードが購入の機会を奪われたという結果になります。これは一々細かく計算しますと、いろいろな金額も出ますけれども、まあ大ざっぱに考えまして、以上の結果から音楽著作者の経済的な損失というのはいかに大きいかということがわかっていただけたかと思ひます。

それから、そういう権利者、著作者並びに著作隣接権者に与える影響も極めて大きいわけでございます。先ほど申し上げましたように、本物じやなくて、複製でもってすべて物を代用してしまふという風潮が社会全体にみえまして、本物をつくるのが大変なわけでございますから、汗みずたらして何にもないところから一生懸命本物をつくろうという、そういう努力がだんだん失われていってしまひます。つまり、そういう創造という

ものに対する価値がなくなつてきますから、これは民族でいいますと種の保存ということがなくなりますから、少しオーバーな言い方をしますと民族は滅びるかもしれない、そういう極めて大きな内容を含んでいるということが言えるかと思ひます。

○粕谷照美君 文化庁にお伺いしますけれども、今の一年間に八十億八千万枚とか何億という数字ですけれども、正式に御調査なさつていらつしやるわけですか、それはそのとおりに受けとめてみたいと思ひますが、一応調査でありますので、文化庁としては今の御報告大体そのとおりだということに御理解をされております。

○政府委員(加戸守行君) ただいま著隣協、日本音楽著作権・著作隣接権団体協議会で調査された数字の御報告が芥川参考人からあつたわけでございます。

ただ、この調査自体は、サンプリング数が約千四百、特にそのうち東京都で八百、それから静岡、佐賀で三百、三百という調査でございます。で、や都市部に少しウェイトのかかつた調査ではないかという意味で、今の推計に基づきまして数字自体がそのままであるとは思ひませんが、おおよその都市型の傾向を反映しているという意味で、そういう今の現状をかなりの程度に反映した数字であらうと理解いたしております。

○粕谷照美君 そうしますと、やっぱり私的録音、録画問題は著作権者の権利を侵してらつしやうことは文化庁としても強く認識をしてらつしやうに思ひます。こういう状況はアメリカでもイギリスでもフランスでもドイツでも、まあヨーロッパでも同じ問題点があるかというふうに思ひますけれども、諸外国にも大きな影響を与えていると思ひますが、その対応はどんなふうだったのでしょうか。CISACの総会あたりで報告がございすので、ちょっと御説明させていただきます。CISACと申しますの

は、日本の呼称では著作作者協会国際連合というふうに申しまして、簡単に言いますと著作権協会の国際連合でございます。ここには五十八カ国、百二十団体が加盟してございまして、世界各國の著作権協会が加盟している民間の組織でございす。そして二年に一遍、各國回りの持ちで総会を開いてございまして、昨年は私どものJASRACが主催いたしました。東京で開催いたしました。そのときは参加国は四十九カ国、プラス二地域、団体数は七十七、海外からの参加は三百四十六名、日本からの参加をいれまして五百名を超えるという大変大きな国際会議でございまして。

昨年の十一月十二日から六日間におつたて開催されました著作権会議で、開会式には今先生がおつたように中曾根総理も出席されまして、ごあいさつをいただきました。この中曾根総理のごあいさつは、かなり格調の高いものであつたと思ひます。そして、しかも具体的な問題に触れておられまして、実はこの会議が大変成功いたしました。最終日には感謝決議などが採択されたわけでございますが、その大変な好評の一つの引き金になつたのではないかと今思ひます。

全部は省略いたしますけれども、前段ではこういうことを言われました。

一 國の政治は、申し上げるまでもなく「最大多数の最大幸福」を求めざるを得ない。私、就中、芸術文化の尊重とその振興なくして、人々の幸福や繁栄をはかることも、また、世界の平和を実現することができないと確信いたしております。

そして、文化の振興を考える上で、著作権を保護することが極めて重要であることは申すまでもありません。しかし、今日のような技術革新に伴う媒体の多様化の中で著作権保護を全うすることは極めて難しい状況になつてきております。

という前置きに始まりまして、CISACやJASRACの活動に触れた後で、

近年日本においても、海外における事情と同様、解決を求められている著作権問題は枚挙にいとまがありません。これらの解決は、もとより容易なことではありませんが、私は国際社会における我が国の責任にも十分な配慮を加えつつ、国民各層の協力を求め、一つ一つの問題に取り組んで参りたいと考えております。著作権の権利をより一層明確にするため、貸与権の創設をもちこんだ著作権法の一部修正に関する政府提案は国会において可決され、来年一月一日から施行される運びとなりました。このほか、私の録音録画、コンピュータ・ソフトウェアの保護の問題については、海外の諸法に鑑み、前向きに対処すべき旨の国会における付帯決議が採択されておりますが、政府としてもこの趣旨を十分尊重いたす所存であります。

というふうに私の録音・録画についての附帯決議にも触れておられます。で、このCISAC総会は会議の冒頭で「日本における私の録音・録画問題について」という基調報告を私が行いまして、各国代表の討論が行われました。

それで、東京でCISAC総会を開いた意義についてでございますけれども、一つはもちろん日本におけるホームテレーピングの問題、これを世界のひのき舞臺で訴えかけて問題提起をすると、そしてその問題提起をすることによって一つのアクションを起こしていきたいということでありまして、大会の最終日にはホームテレーピングに関する決議文が全会一致で採択されております。

それで、この決議文は、昨年の十二月十一日付で、安倍外務大臣、松永文部大臣、鈴木前文化庁長官、阿部衆議院文教委員長及び真鍋参議院文教委員長あてにレオポルド・サンゴール氏の名前で送付されております。

この決議文はやや長いものでありますが、最後のところだけちょっと御紹介しておきますと、少し堅い訳文でございますが、

著作権の保護および文化の発展に資格のいかに

んを問わず関与しているすべての人々に対し、ホームテレーピングに関する著作物使用料支払いの制度を導入する国内法の改正をまだ行っていない国々の政府に、これ以上遅らせずに、その法改正を行うことを強く要求するよう呼びかけることを、全会一致で決議する。

というものでございます。

もう少しよろしゅうございますか。——一応……。

○粕谷照美君 国会の附帯決議は一体どういうふうなものが挙げられていきますでしょうか、今まで

○政府委員(加戸守行君) 昭和四十五年の著作権法全面改正の際にいろいろな積み残し課題の附帯決議がございました。例えば写真の保護期間の問題、映画の著作権の帰属の問題、あるいは実演家の人格権の問題等々の問題もございましたが、いわゆる著作物の利用手段の発達に伴って考えられる著作権問題については時宜を失うことなく対応することという附帯決議がございました。その後その附帯決議を受けた形でいろいろな審議等を著作権審議会にお願いをし、一つ一つその段階的な解決を目指してまいったわけでございますが、昨年の当文教委員会におきましても貸しレコード関係の著作権法全面改正に際しまして、コンピュータプログラムの保護の問題であるとか、隣接権条約への加入の問題であるとか、あるいは複製、複製機器の急激な発達に伴います、それに対する録画機器の急激な発達に伴います、それに対する「賦課金制度の導入など諸外国の制度も参考にし、技術的解決を図るための対応をすすめること。」というふうな附帯決議もお願いいたしてあります。

○粕谷照美君 その附帯決議を尊重していきまうということを総理が著作権協会の世界会議でお話をなさって、感謝決議まで行われたというんですから、これはもう我が国としても早く何とかしなければならぬなあという感じを私は持っております。

この録音・録画機器あるいは衆議院では機材が入っておりますけれども、この問題に対する賦課金制度の導入について文部省としては一体今までどういう経過で審議が行われ、具体的な対策、つまり四十五年のときに国会決議があるように「時宜を失うことなく」という、これに合致するような行動をとってこられたかということをお願いいたします。

○政府委員(加戸守行君) 著作権制度、各般の問題が多々あるわけでございまして、それを段階的に年を追いつついろいろな審議を重ねてきていくわけでございますが、具体的にはその私の録音・録画関係につきましては、著作権審議会の中に第五小委員会と申しますものを昭和五十二年に設置いたしました。事柄が事柄でございまして、従来の著作権制度の中にある意味では革命的な問題もございますが、意識の改革を伴いますような制度的対応でもございまして、また関係者間にいろいろな反発もございまして、強い抵抗等もございました。関係があり、また法理論的にもいろいろ議論のあったところでもございまして、したがって年月的には約三年八月という長い期間を要しまして第五小委員会に昭和五十六年六月に結論を出していただいたわけでございます。

その報告の中身としましては、関係者の合意が現段階では得られないという理由によりまして、早急に特定の対応策を講ずることは困難であるというのが報告の第一点でございます。

しかし第二点といたしまして、この問題を放置するのは妥当でないで、国民の理解を深めるため関係者、文化庁は適切な措置をとるべきであるというのが第二点。

それから第三点といたしまして、将来制度面で対応する場合でも、関係者の基本的合意の存在が必要なので、文化庁として関係者間の話し合いの促進に配慮をするというのがこの第五小委員会での報告の概要でございます。

これを受けて、いわゆる文化庁といたしましては、国民の間にこの問題に関する認識を深めて

ていただくという各種の著作権思想普及という観点からの施策を講じますとともに、一方におきまして関係者間の基本的な合意の形成ということへ向けての努力をする必要があるだろうという観点に立ちまして、私的な団体でございまして、社団法人の著作権資料協会と申します団体に著作権問題に関する懇談会と銘打ちまして、この私の録音・録画の問題のみに限りまして関係者間の懇談を重ねることとしたわけでございまして、五十七年の二月に設置したこの懇談会におきましては、権利者団体としましては、先ほどの著隣協の構成メンバーでございましてJASRACと芸協並びにレコード協会が関係権利者団体として代表を送っていただきました。一方、使用者団体、メーカー側の団体としまして日本電子機械工業会並びに磁気テープ工業会、いわゆる録音録画の機器並びに器材のメーカー団体でございまして、その代表の方並びに学識経験者の三者構成をとりまして、現在まで約二十回にわたる会合を重ねまして、いろいろ問題点の討議なり方向性を見つけ出すべく、打開の糸口をつかむべくいろいろ話し合いをしていくわけでございます。そして、昨年の附帯決議を受けましてこの懇談会におきましてもいろいろ解決への模索をしておるわけでございますが、少なくとも過去におきます状況に比べますと、相当程度のメーカー側にも理解が得られ、一つの方向性へ向けての協力の姿勢というものがあらわれてきているのではないかと。そういう意味で、特に権利者団体がいろいろな形で働きかけ、あるいは国内的並びに国際的ないろいろな働きかけもある程度功を奏しつつあるというふうな状況にあると私どもは理解をしておるわけでございます。

○粕谷照美君 芥川先生はそれのお話し合いの場に出ていらつしやうと思ひますが、あるいは団体の代表あたりが出ていらつしやうと思ひますけれども、一番このネックになるところというのはどこになりますか。

○参考人(芥川也寸志君) この御質問は結局具体的な解決策へ向かう一番ポイントのところだと思

います、一番のネックというのは何と申ししましてもメーカーサイドでございまして、私たちは今メーカーサイドと何とかして合意したいというふうに思っています、協議を続けております。しかし、これは先ほどの加戸次長の言葉にありましたように、非常に大きな、著作権法の上においては、私は素人ですが、非常に大きな改革だと私にもわかります。したがって、この合意というのはかなり難しいものだと思います。しかし、私どもは決してあきらめず、合意にたどり着くように努力を続けておりますが、しかしこの合意がどう考えても得られそうもない、あるいは極めて遠い時期でなければ合意しないという判断をしましたときには、やはりもう一方で、例えば私たちの団結をもう一層強めるように努力するなり、あるいは国民へのPRをもう一層努力するなり、もう少し別な努力の方向を見つけていかなければいけないのじゃないかというふうに思っております。

○粕谷照美君 日本レコード協会の機関誌を見ても、国際レコード・ビデオ製作者連盟、IFPIですか、この理事会が東京であった。そこにおいでになった方々が、ぜひこの問題を解決するために一番暗礁に乗り上げている日本電子機械工業会との話し合いをしたいと、こういうふうに申し込んでいたんですけれども、日本電子機械工業会は出てこなかった。話をすることもできなかった。そういうことで、まことに残念だ、ぜひパートナーとしての対話をしてもらいたいという声明を出して帰られているわけですね。その声明の中の最後のあたりに、私は大変困ったことだと思ふんですけれども、日本の産業がひたすら頑固な態度を取りつづけるなら、その結果はネガティブな反動を日本の産業にもたらすことになるでしょう。私たちはそれぞれの国の政府に請願するに当り、日本の産業は著作権の敵であり、わが世界の才能と権利とを深謀を以て利己的に略奪する者として描写するしか方法がないでしょう。そうならば、悲劇的な行動の数々——通商的な制裁と

いう形での報復措置、まことに厳しいですね。「すなわちそれその国で広汎な国内産業の大同団結により、然るべき救済を求めるキャンペーン」を不可避的に招くでしょう。こういう言葉が出されているわけですね。ただし、こうした事態はすべて、避けようと思えば避けられることなのです。と、こうあるんですけれどもね、本当にこの問題はゆっくりしていられない、私はそういうふうに思っております。

社労委員会において、男女の差別をなくするという意味で雇用における機会均等法が出たときに前坂本労働大臣は、この法律はまさにコペルニクスの発想のものであると、こういうふうにおっしゃいましたけれども、今、芥川先生の特にJAS RACのこの御要望のことを実施するということは、本当に日本の産業界においてはコペルニクスの発想のことになるのではないかと。加戸次長のおっしゃったように大変困難なことであるけれども、しかし、その困難なことを諸外国において解決してないわけではないと思ふんですね。具体的にどのような解決方法がなされていますでしょうか。

○政府委員(加戸中行君) 時代の先取りと申しますが、この問題に最初に取り組みましたのが西ドイツでございまして、既に一九六六年には西ドイツにおきます著作権法の改正によりまして、録音・録画機器に対します賦課金制度を導入いたしております。この先進国である西ドイツが、本年、伝えられるところによりますと、録音録画の今度器材につきましても同じく賦課金制度の導入をする著作権法の改正を行ったという情報を得ております。そのほかの国につきましても、一九八〇年代に入っている措置でございまして、アイスランドが一九八四年に録音録画への機器器材両方につきまして賦課金制度を導入いたしております。それから録音録画用の器材のみ、いわゆるテープ関係でございまして、器材のみを対象とする賦課金制度を導入した国が、一九八一年から二年にかけてましてオーストリア、それから一九八二年にコ

ンゴ、一九八三年にハンガリー、一九八四年にフィンランドということ、現在六カ国が賦課金制度を導入いたしております。そのほかノルウェー、スウェーデン、フランス、デンマークがいずれも一九八〇年代に入りまして、録音録画用の機器または器材、あるいは双方を対象とするいわゆる一種の課税方式を取り入れておまして、これは賦課金そのものでございせんが、一種の税金という形で取りまして、文化目的に使用するというような制度を取り入れております。そのほか、今申し上げた十カ国が一応法的な制度の対応をした国でございまして、私どもも得ております情報では、そのほか現在アメリカ、スイス、ベルギー、ポルトガル、ブラジル、イタリアの六カ国におきましてこの賦課金制度を導入する著作権法改正案が、政府提案または議員提案によりまして国会で審議中であるというのが現在つかみ得ている情報でございまして。そのほか、この賦課金制度を導入すべく検討を進めている国としましては、オランダ、スペイン、イギリス、オーストリアなどが現在法改正案を準備中であるという情報を得ております。

○粕谷照美君 芥川参考人にお伺いしますけれども、諸外国がそういう機器に対して、あるいは器材のところもあるわけですね。テープに対してのところもあるわけですね。テープに対してのところもあるわけですね。こういう賦課金制度を入れたというその根本には、録音の機器というものはもうほとんど日本製じゃないんですか、九五％が日本製。しかもその中にはダブルカセット、高速ダビング機器のようなものが集中豪雨のように流れ込んでいるという、こういう不安も一つあったのではないだろうか。日本のメーカーが日本でつくって日本で販売するものとまた違つて大変大きな危機感があったのではないかと。いうふうには思いますが、この問題で業界は安定状況になつてきたというふうな報告がありますでしょうか。あるいは著作権協会に対してその賦課金が公正に配分されるというふうな状況などありますでしょうか。例えば西ドイツにおいて賦課金制度

がとられた、その賦課金は一体どういうようにしてその配分をされるのか。そんな質問とか報告だとかありませんでしたでしょうか。

○参考人(芥川也寸志君) ちょっと御質問の意味をはかりかねる部分もございましてけれども、先ほど加戸次長から御説明いただきましたように、西ドイツは先進国でございまして一九六六年に機器の賦課金を既に徴収しておりますけれども、ことの五月二十三日、ついでこの間でございまして、これも、テープにつきましても賦課金を課す法案が連邦議会において採択されております。大変皮肉なことでもございましてけれども、この五月二十三日という日は、我が国におきましては、衆議院で「賦課金制度の導入など抜本的解決のための制度的対応について検討を進めること」という附帯決議が決議されたと同じ日でございます。

それで、粕谷先生のおっしゃいました日本製品が非常に多いということはそのとおりでございまして、日本は世界一の機器・機材の生産国でございまして。ちょっと計数的なことを申し上げますが、録音機器、ブランクテープの生産量は世界の需要の大体四〇％。それからVTRの録画機器に至りましては九五％でございまして、ヘッドが回転する丸いベアリングをつくる技術が日本は非常にすぐれているところでございまして、しかもその中の録音機器では六三％、録画機器では八〇％が輸出されている、こういう事情でございまして、世界の市場に非常に大きなシェアを得ております。

それで、このように生産も輸出も非常に大量であることから、ホームテピングの問題は日本が非常に大きな世界的な信義の問題になつてきているわけでありまして、こゝまで私の立場で申し上げるのは適當ではないかもしれないんですが、メーカーサイドが今のうちに余りにも消極的に否定的な態度をずつとお続けになりますと、将来国外のそういう権利者からも、非常に強い反響が出てきまして、メーカーにとつてもかえつて不利になる状況が生まれるんじゃないかというふうに思つてお

ります。つまりホームテピングの問題というのはいろいろな問題がありますけれども、同時にこれは国際信義上の大きな問題でもあるということをぜひ申し上げたいと思います。

○粕谷照美君 確かにそうだとおもうに思ふんです。それで、例えばイギリスの政府ですけれども、グリーンペーパーの諮問文書というものをを出しているわけですね、ブランクテープに賦課金という事で、この賦課金はどういうふうに使われるかといふと、私的複製の対象とされた著作物の権利者だけのために徴収をされ、管理費を除いた後権利者の間だけで配分される、これは税金とは違います。こういうことを言っているの、私が先ほど芥川先生にお伺いしたかったことはそういうことの実態がどうなっているかということをお伺いしたかったわけです。

ここで文化庁にお伺いしたいのは、政府がこういう態度でもって諮問をするというのと、あちらの御意見もお伺いしましょう、こちらの御意見もお伺いしましょう、そしてその判断をしましょうという事とは違ふと思うのです。国会でもこれだけ決議がされてきている。もう決断をすべき時に来ているのではないか、こういうふうに思います。文化庁及び文部大臣の御見解を承りたい。

○政府委員(加戸守行君) 状況、バックグラウンド、その他の違いはございまして、先ほど申し上げましたように、著作権審議会の第五小委員会が特定の方策をとにかく現段階では、五十六年の時点でございますけれども、特定の対応策を講ずるのが、とることは困難であるという前提、報告を受けまして、関係者間の合意の形成を図るような努力をしるという御報告をちょうだいした上で現在進めておるわけでございますので、確かにその後客観的な状況も変化しましたし、特に一九八〇年代に入つて、世界の各国がおくれじと、こういう対応に進んでいる状況の中にあつて、日本がこのままでよいのかというの、確かに附帯決議等の趣旨も受けまして私も考えなければならぬ大きな問題だと思つております。

す。ただ、著作権制度の改正と申しますのは、現在の建前として、著作権審議会では著作権制度の重要課題を御審議いただいて、その御報告なり答申なりをちょうだいして制度改正をするというのが従来のパターンでございまして、全面改正の際もそうでございますし、貸しレコードの問題、あるいは今回提案申し上げておりますコンピュータプログラムの保護の問題もすべてそのようなプロセスを経ておりますので、私どもも行政的な手続の対応といたしますれば、現在の懇談会におきます合意の形成がある程度方向性というものが出ました、見通しがつきました段階で、再度著作権審議会にお諮りをし、制度改正を法案として国会に提案申し上げるという形になるかと、これが事務的なやり方でございしますが、とうとうとしておる、考えております手続面での話でございます。

要は、現在の内容的な問題として、世界のこのような動向あるいは関係権利者側の意向、あるいは国際的な動きというのを踏まえて、国内におきますメーカー側の理解を得ながら進めるべき事柄だと。その理解を得るという努力の面での力不足、努力不足を今痛感しておるわけでございすけれども、よい方向へ向けてそういう合意の形成ができれば、後は手続面としては一気かきに行き事柄ではないかと考えております。

○国務大臣(松永光君) 録音・録画機器並びに機材の革命的とも言うべき発展の結果、家庭でいとも手軽に録音・録画ができる。その結果として著作権者ないし著作権者の経済的な利益が害されておる、御指摘のとおりだと思ひますし、私もそのことを認識いたしております。そこで、そうしたことによる著作権者や著作隣接権者の正当な利益が侵されておる、経済的な利益が侵されておる。それをいかなる方法によつててん補するかという方法論だと思ふのであります。その方法論として、先ほどから話が出ていますように、賦課金制度を導入して、そして録音・録画の機器ないしは機材について賦課金をかけ

て、そして録音機器、録画機器、機材等が販売されたたびごと、あるいは製作されたたびごとに、それなりの賦課金を徴収して、そのお金で経済的な利益が侵された人たちに對するその損害のてん補をしていく。これが一つの有力な考え方であると思ひます。また、評価に値する考え方であると思ひます。

問題はこれは理屈の問題になりますけれども、録音の録音機器、録画機器等は、不正な録画・録音のためのみに使用される機器・機材であらうか。我々の日常生活を見ても、必要な自分ですてきましたけれども、最近は一枚書いて、後は全部ゼロックスにかければ何十枚でも配れる。これなどのときは全く正当な利用方法であつて、何人の権利も利益も侵していないわけでありす。そういう利用の仕方もある。録音の場合にも類した例があると思ひます。

そこで、最終的には国民、消費者が、さはさりながら、やはり著作権者や著作隣接権者の経済的な利益を侵害する、その道具として使われるものであるから、したがって侵された人の経済的な利益を補てんするためには、みんながやむなしという事で了承していただけるようなそういう状態になれば、これはもう一気かきにやれる問題だと思ひます。

したがいまして、今大事なことは、先ほどからメーカーの話も出ておりましたが、メーカーもさることながら、一般国民が結構である、そういう機器に賦課金がかかれたら、そのものを私どもは購入することに何らの抵抗もありませんという事で、国民が、消費者が了承してくるなら、それでまた解決する問題だらうというふうに思ふのであります。要は関係者、消費者、こういう人たちの了承が得られるかどうか、こういうことでその理解と了解を得るための努力を真剣にやつていくべきではなからうかというふうに思ふ次第でございます。

○粕谷照美君 今の最後の一般国民がどのように思ふかということについては、私もそのように思ひます。本当に。でも、午前中に質問いたしましたけれども、貸しレコードの値段を上げなきゃならない、なぜその貸し出す値段を上げなきゃならないかといふと、こういうふうなわけで著作権者の権利を保障しなきゃならない、そうすると、わかつてちゃんと金を払ってくれるというんです。よ。この問題についてたしかJASRACで調査されたものがあると思ひますけれども、御報告ください。

○参考人(芥川也寸志君) 先ほどからたびたび出ておりますが、昨年、著隣三団体が実施しました全国調査の中で、ホームテピングによつてこゝろる著作権者の不利益に對して何らかの救済措置を講ずることの必要性について質問いたしました。その結果、オーディオ経験者の七三・二%、それからビデオ経験者の六八・二%、この方々が何らかの法的な救済措置を設けることに賛成でございす。このそれぞれの賛成の方々の中の九〇%が機器またはテープに賦課金を課すという方法に賛成でございす。この結果は私も少し意外なくらいに国民の中かなりの程度著作権思想といひますか、そういうものが普及しているなという感じを強めたわけでございす。

それからついでに申し上げますが、諸外国の中で西ドイツとかオーストリアとかハンガリーとか、そういう賦課金制度を既に導入した国からは、我が国の権利者に対して既に送金が分配がなされております。

それから重ねて申し上げますけれども、そのホームテピングの問題は、日本が機器、機材の世界最大の生産国であるということもありまして、世界じゅうが注目しております、その責任は極めて大きいと思ひます。もしもこの制度の対応がおくれまして、これは非常に大きな、取り返しのつかない、世界から孤立するという結果も生まれるのではないかと、こういうふうに危惧いたします。これは私は権利者でございす、権利者の利益という立場からではなくて、むしろ日本の利益を守

るという立場から申し上げております。

○粕谷照美君 日本著作権協会がよその国からお金を受け、こちらで出さないなんてこんな恥ずかしいことではないかと思うんです。ぜひ国会の中でも抜本的解決を図るための対応を進めることというふうになっておりますので、私もこれからは努力をしていきたいというふうに思いますが、もう一つの御要望であります隣接権条約に加盟することというのがありますが、もうあと五分しか私の持ち時間がありませんので、加入の障害というのはいくどかあるというふうにお考えでございますか。

○参考人(芥川也寸志君) 隣接権条約につきましては、これは私もJASRACは著作権団体でございますが、直接の関係はないのでございませうけれども、当然のこととして著作権団体と著作隣接権団体というものはこれは当然協調し合うものというふうには私は理解しておりますので、当然、その隣接権条約の加盟問題につきましても関心を抱いております。かつては放送事業者の方々、まあネットワークとおっしゃいましたけれども、放送事業者の方々は絶対反対という態度をかなり強く崩さなかったのをごさいますけれども、最近私は私審議会の席に出ておりました感ずることは、絶対反対ではなくて、反対はしないけれどもというふうな表現をなさるようになってきて、したがって、運用上の問題に焦点が移っていかば、この問題は自然に道が開けるのではないかとはい感じを持っております。

○粕谷照美君 加戸次長にお伺いしますけれども、この隣接権条約に加盟をするということは、具体的に言いますと、日本の国内で何か音楽の面では大きな変革がありますでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) 隣接権条約の内容といたしましては、実演家、レコード製作者並びに放送事業者、この三者の権利を保護するというものでございまして、具体的には例えば実演の複製あるいはレコードの複製あるいは放送の複製といったような基本的な権利もございませうけれども、

も、経済的な意味で一番大きな意味が出てまいりますが、日本の場合外国のレコードにつきましても原則的にはレコード保護条約によるもの以外に隣接権条約加盟国のレコードは保護されておらずに、現実には外国の原盤をベースに国内で作成されたものにつきましても、著作権法上の罰則によって担保をいたしておりますので、したがって、隣接権条約に加入することに伴います最大の経済的な効果と申しますのは、いわゆる商業用レコードの放送における有線放送に於ける二次使用の問題でございませう。現在国内的に放送で使用されております邦盤、洋盤の比率というのは、NHK、民放で相当な違いがございますけれども、マクロ的にトータルを言いますと約五分、ファイブ・ポイントと見ますれば、現在国内の実演家あるいはレコード製作者に支払っております放送の二次使用料の倍額に相当するものが放送事業者側の負担になるということが究極の大きな経済的変動の意味があるかと思ひます。

もちろん現時点におきましては、アメリカとかフランスという大手の国が入っておりますけれども、さしあたりの実害はそれほど大きくございませうが、アメリカ、フランスが将来加入したということを想定いたしますれば、現在放送事業者が支払っている負担が倍になるというふうな将来を見通した意味におきまして、その経済的な意味におきまして放送事業者側からの消極的な意味におきまして、この問題に関する姿勢が出てくるのではないかと思ひます。

それで、ほかの今の複製権の問題につきましても、現在実務上それほど大きな変動が経済的に来るといふやういふことは考えられないと想定いたしております。

○粕谷照美君 どうりで私どもの耳に入ってくるテレビ放送とか有線放送、外国音楽多いですね。あれ使ってもお金を払わなくてもよろしい、日本人が作曲し、日本でつくったレコードを使用した場合にはこれはお金を払わなきゃならぬ、だから、向こうのものをただで使ったらよろしい、という、この発想はちょっと文化日本には恥ずかしい話だといふふうに思ひます。

○参考人(芥川也寸志君) 今の先生のお言葉のとおりでございますが、ホームテピングという問題は、重ねて申し上げることにしますが、とかく経済的な問題ということが非常にクローズアップされるのでありますけれども、もちろんその経済的な問題も大きいわけでございますが、一番心配されますことは、つまり創造、新しい文化が生まれてくる、その文化というのは日本では非常に乱用されているというくらいにいろいろなものに文化という言葉が使われておりますけれども、やはり文化といふものは、その時代の生き方といふ生き方が文化そのものではないかというふうに思ひます。かけがえのないもので、私たちが一番大事にしなければならぬ、そういう文化が、こういうことのためにいかにしろにされていくというのはいまことに残念だと思ひます。

○粕谷照美君 文部大臣にも出ております先ほどのこの二点の御要望ですね、請願書という形をとっておりますから、請願の審議の対象にはならないのではないかとおもうに思ひますけれども、国会決議もずつと行われていることであります、尊重していただきたい、こういうふうに思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(松永光君) 国会の決議は、行政側としては最大限の尊重をする義務があると考えておりますので、この決議の趣旨を尊重して、そして問題の速やかな解決に向けて努力をしていきたいというふうな考えです。

○粕谷照美君 終わります。

○仲川幸男君 芥川参考人には大変お忙しいところお越しをいただきましてありがとうございます。

これから、実は参考人にお話を承って、参考人の部分が終わりましたと思ひましたのですが、それで、ちょっと今、粕谷委員の方からいろいろお話がございまして、私がお尋ねしようと思ひておりましたことの大体六割はお話がございまして、そういう意味におきまして、ちょっと変わった角度から物事をひとつ大臣とお話しして、お尋ねしてみたいと思ひております。

参議院だけではありません、衆議院もですが、どの委員会も採決のときに附帯決議が出てまいります。そして、その附帯決議に対して大臣の方から、御趣旨のとおり、ひとつ最大の努力を払いましょうという御答弁があつて終わるわけでございます。そういう意味では、百一国会で、当委員会附帯決議をいたしましたことに対して、文化庁ももちろん、大臣ももちろんありますが、文化庁を奨励して、よくもろもろの問題を片づけてくれた。その中の一つが今度の案件であります。第一の問題を今から翻ってみますと、著作権等の貸与権の行使に当たっては、公正な使用料によって著作権者と、先ほど加戸次長からお話があったような、大変努力をしてそれぞれのところに問題を解決し、解決しつつあるということであろうと思ひます。

実演家、レコード製作者及び放送事業者の問題は、今、直前にお話があったようなことでございませうから、これは課題を大きく残してでありますが。

〔委員長退席、理事杉山令肇君着席〕
そして、第三番目の問題が、このための法案であります。そして、第四の問題が、先ほどから芥川参考人からお話があった、また粕谷委員からお尋ねがありましてお答えのあった問題でありまして、これから振興をしていかなければならぬ最大の問題であろうと思ひます。

同じく最高裁まで行きました。昭和五十九年に確定いたしました事件がございます。そのほかに、ある画伯の絵画掲載の問題でございまして、出版社が発行いたします中に参考図版として絵画を掲載した事件が争われておりまして、これが現在東京高裁まで行っておりまして、これが現在東京高裁まで行っておりますという事例等もございます。

そこで、今回の法改正の提案でございますけれども、コンピュータソフトウェア関係といたしましては、既に最近の当方が承知しております事例だけで、民事事件として現在までに五十二件といふ数字を承知いたしております、裁判になった

例でございますが。そのうち、現在までに判決あるいは決定等によりまして終局いたしました事例が十六件、そのうち、決定によりまして確定いたしましたのが十二件、判決が出たものが四件でございます。これは昭和五十七年、八年、九年、六十年、七、八、九、十という形で、東京、横浜、大阪、また東京という各地裁で、コンピュータプログラムの著作物性について争われた事例でございます。そのほか、現在までに和解とか取り下げ等によりまして解決いたしました事件が二十件ございまして、そのうち、和解が十四件、取り下げが六件でございます。したがって、残りまして十六件が現在コンピュータプログラムの著作権問題として係争中の事柄でございます。以上が民事事件でございますが、このほか刑事事件として当方が承知しております範囲では、四件が刑事裁判で争われております。

ということでございます。今回の法改正によりまして、これらの問題が訴訟に持ち込まずに解決するかどうかといいますが、当然に両当事者が合意に達すれば別でございますけれども、そうでない限りにおきまして、法改正後においても当然紛争はあり得るだろうと思いますが、少なくともコンピュータプログラムの著作権適用についての明確化が図られました段階におきましては、少なくとも従来のように争われている事例よりも、既にこういう法律で法改正によって明確化されたという形で、そもその侵害等が行われなくなるという形を期待したわけでございますが、いずれにいたしましても、いろいろな実務取引の社会でございますし、またあるいは脱法的行為、違法行為を行う事例というのは当然出てくるだろうと思っております。法改正によりまして、争われる事例がふえるか減るかという御質問だといいたしますれば、ちょっと見通しはつきかねるというぐあいには思いますが、いづれにしても、法改正をすることによりまして、国民の意識あるいは実務家の認識というものが深まる点におきましては、相当有効な手段であろうと思っております。

でございます。

○仲川幸男君 現在までの法的の争いと、これから起こるであろうと思うものは、全然別個のものが起こるのではないのでしょうか。そのあたりのことの御認識のほどが、私の質問が十分御理解をいただくかどうかかわかりませんが、大変変わったものが起こってくるのではないだろうか。というのは、プログラムといいますが、たくさんたくさんで、これも御説明をちょっと願えば大変参考になるのですが、小さいものはどの程度のものか、大きいものはどういふものか、あるのか、ちょっと我々にも想像のつかないような、小学校一年生が、あれは今、なんですね、学校へ持ってきて、皆さんと交換をして、帰ってきてやるわけなんです、そういうものから始まってであろうかと思うんですが、そういうものから、大きいものがどの程度のものでできてくるのであろうか、この法案に相当するものができてくるのであろうか、ちょっとそのあたりをお教えを願ったら大変よくわかると思うんですが。

○政府委員(加戸守行君) 通常裁判所にまで持ち込まれて私どもがフォローできるような事例と申しますのは、やはり事柄としては内容的にも金額的にも大きなものでございまして、小さいトラブルというのは訴訟にまで持ち込まない段階で解決するケースが多いのではないかと。そういう意味で、法廷にまで持ち込まれる事件は、いづれにいたしましてもかなり経済的な価値の高いもの、あるいは係争金額の大きいものになるだろうと思えます。

そこで、現在争われております今までのコンピュータプログラム関係といえますのは、主としていわゆるゲームセンター等で利用されますゲームソフトあるいはビデオゲームと呼ばれておりますようなプログラムが多々ございまして、いわゆる商業的に多数市販され価値を生み出すというような性格のものでございまして、その盗作関係でございまして、やはり法律が改正になりまして、もこのような事例、つまり人の物をまねて商品化

して売り出すという行為は依然としてあり得るだろうという意味におきまして、質的な意味の違いはその面に関して余りないのではないかと感じています。先生おっしゃいますように、プログラムに關します著作権制度が明確化されることによりまして、それ以外の分野で別個のケースが出てくるということも考えられますし、多分、これは推測でございますが、いわゆる商品化されたプログラムのみならず、企業内部で使われる特定の基本プログラムあるいは一種のアプリケーションプログラムといいましたものについての盗作であるかないかという事例が出てくる可能性が十分あります。その場合は企業秘密との関連等の問題もあらうと思えますけれども、著作権法の改正によってその辺が明確に今後起きないという保証はない、むしろそういう事例は、今後のプログラムの世界におきます競争とも相まちまして、十分起こり得る紛争ではないかと想定いたしております。

○仲川幸男君 芥川参考人について、二つお尋ねをして参考人への質問を終わりたいと思えます。

【理事杉山令華君退席 委員長着席】
先ほど柏谷委員からお話ございましたし、私たちもそのことをいささか感じておるわけで、感じておるといふか、率直に思っておるわけでありますが、問題のホームテピングの問題の解決の手法をもう一度ちょっと御説明をただけませんか。企業の問題とのお話はなかなかそこで参考人が発言がしにくいのではないかと先ほどから承っておたわけでございますが、私たちもお話の趣十分わかるのでありますが、もう一度おさらいをしてみていただけないか。これが実はこれから我々に課せられました重要な問題でもあるわけでありまして。

私は、このレコードの問題には、日比谷で貸しレコードが大会を暑いのに行ったときに演説したからかかわり合ひで、党内でもこれにずっとかかわってきた者の一人でありまして、今後の問題の対応に大変苦慮を関係者はいたしてお

るわけでありまして。そういう意味で、手法をどうすることが——先ほど大きい問題では教育の問題がございまして、そこから、いやそれじゃ即効薬になりませんでしようから、そのことはそのこととして、現在時点でどうであるかということをお聞かせを願いたいと思えます。

○参考人(芥川也志君) 今先生御指摘の大きな問題につきましては、私、作曲家が本業でございますけれども、著作権協会の仕事をしております。日常的に細々とした仕事をしておりますけれども、ときどき考えますことは、結局は何のためと、これはどう努力しなきゃいけないのかと考えますと、それは、どのつまり、先ほど来お話の出ております著作権思想の普及ということに尽きるような気がしております。著作権思想の普及というものがあつたならば著作権に対する問題というのはほとんどがすべて解決するのではないかと、いふふうに思っております。貸しレコードの問題などもいろいろ問題を残しましたけれども、公衆に対する教育という点では、反面教師という面もありましようけれども、大変大きな役割を果たしたんじゃないかというふうに考えております。

それから、先ほどからお話の出ております世界著作権大会、著作権協会国際連合の総会も、実は私も著作権思想の普及というねらいもありましてやったわけでございます。これから先もあらゆる方策を考えていかなければいけない、一番大切なのはこの点じゃないかと思っております。その中で殊に大切なのは学校教育ではないかというふうに思っております。ホームテピングの年齢層は、先ほど申しましたけれども十三歳から二十二歳、これが八〇％ということを考えますと、これは中学校から高校、大学までのいわゆる若年層の年齢でございます。つまり、自分の権利を守ろうと思つたら、まず人の権利を守らなさい、自分の権利を大事にするんだつたら、まず人の権利を大事にしないといふことを学校教育の中で徹底的に教えていただくことが、やはり大きく言えば日本の文化を守ることにつながるが

私から申し上げるまでもないと思うんですが、著作権法というものは権利者と利用者との関係を律するものでありまして、権利者は原則として個人の利用者を権利行使の対象としているわけでございます。ところが、このホームページの問題は、利用が家庭内である、プライベートの中であるということから、個々の利用者から報酬を徴収するということは事実上不可能でございます。たとえその個々の使用者を支払いの義務者というふうに定めましても、それは実効性がほとんど期しがないと言わざるを得ません。したがって、

て、解決の方法は、既にいろいろ今までお話が出て、ましたように、西ドイツあるいはオーストリアの例がございますように、ホームテーピングの原因をつくっているそういう録音・録画機器、機材のメーカーから賦課金を徴収するということより、はかに全く道がないように思われます。録音・録画の機器、機材メーカーは、個人にこれらを提供しましてホームテーピングを可能にしております、これによりまして莫大な経済的な損失を権利者に与えている一方で利益を上げております。したがって、機器、機材のメーカーは、個々の利用者とともに連帯して責任を負うべきだというふうな考え方を、私たちが基本的には著作権者個人にこれを還元するものでありまして、現在、そのような基本姿勢のもとにメーカーの方々の合意の形成を図っているところでございます。

しかし、先ほども申し上げましたように、メーカーの方々の消極的な姿勢というのは非常にかたいものがございます。

それ、これは非常に感情的な言い方になるかもしれませんが、現実の状況とそれから法制度との間のギャップというものが、もう技術革新が非常に急速に進んだために、余りにも大き過ぎるということが挙げられます。国会における附帯決議を踏まえまして、文化庁が審議会の中に第五小委員会をつくりまして議論を始めました。これが昭

和五十二年でございます。四年間議論いたしましたして、皆様御承知のとおりに、関係者の中で合意がない、国民間のコンセンサスが十分ではない、外国の国際的な傾向を見定める必要があるというようなことから、結論が出ないで、また懇談会で議論を続けているわけでありますけれども、もう八年を経過しております。この八年の間の技術革新というのは非常なものでありまして、この技術革新の進歩とあわせまして、法制度と私どもの現状とのギャップというのは非常に広がるばかりでございます。まして、正直申しましてもう待ち切れないというのが正直な気持ちでございます。

○仲川幸男君　機器、機材メーカーの問題、わりかたはつきりとそのあたりを御発言をいただいたので、私たちもそうであろうと思いますが、ただここでテーブが不正に使われるか使われないかというところにも、全部が使われるのでありますとまず問題はごくごく早く簡単に片がつくわけですが、テーブそのものが全部複製に使われるかどうかというところに、ここにもうずっと長い何年かの悩みがあるわけでございまして、我が党のこの種の会合でもここで行き詰まっておるわけであります。

もう一つだけひとつお尋ねを……。それを形で取ったという言葉は非常になんですが、徴収をしたものの分配という問題になるとどういう形になりますでしょうか。

○参考人(芥川也寸志君) これは今御説明申し上げましたように、私どもは権利者にそれを分配するという基本的な立場でございます。しかし、これは隣接権団体——芸団協あるいはレコード協会との関係もございます。これはそういうことにつ

いて、具体的なことについてはまだ詰めておりません。しかし、私も著作権団体としましては当然これは個々の著作者に分配する、還元するという考えでございます。

○仲川幸男君 私が聞いた話で余り愉快でない話を申し上げて、これは芥川参考人、大臣両方にお聞きをいただいております。願ったらと思うわけで

あります。いささか関係があることでございますから、大臣の方も御調査が十分でなかったらそれで結構だと思えます。参考人の方も何かそういう問題をお聞き及びであればお教えを願いたい、またお聞き及びでなければ御両所にひとつ御調査方もお願いをいたしておきたい、こう思うわけであります。

期は本年の三月ぐらいではないであらうかと思ひます。日本の機器機材メーカーの方が法制度の確立をしないような御発言を先方の高官になされたという話、これは事実のほどが十分でありませんか。から名前も相手の名前も申し上げませんが、私は

大変不愉快な話であるし、きょう先ほどから問題は、機器機材のメーカーとの問題がここで大変重要な問題になってくる。どちらにいたしましたとも、前進をすることにしたとしても、ところ

が、外国で事実こういうことがあったとするなれば、私は大変日本の文化の侮辱である。それは文

化庁、これで腹を立てなければ立てるときはない
のではないかと思うほどであります。私はこの質
問で終わりたいと実は思っておるわけでありま
す。ほかたくさんお聞きをする問題は、粕谷さん
のところからお聞きをしてお答えをここで聞いて
おりましたので、情に通ずる話までございました

から情に通ずる話も私はここでメモ書きをしてお
ったんですが、法律用語としても少しなじむ言
葉はないかなと思っておったわけですが、そこま
でお聞きをいたしておりますのでこれで終わりたい
と思います、まず仮定としてそういう問題が
本当にあったとするならば私は大変ゆゆしい問題

だと思ふのであります。

まず、芥川参考人もフランスに本部があつておいでになつておると思ひますので、お聞き及びであれば、この問題は今後私たちがメーカーとの話し合いに大変大切なことが起こつてくると思ふのでありますので、いろいろ先ほどから遠慮をしながらお話を、私の方が引き出し引き出ししたらあくまでお話をいただいたわけでございますから当

たりさわりが今後の交渉の中であるとするならば
お控えいただきたいと思いますが、御調査方だ
けはお願いをいたしておきたい、こう思うわけ
あります。

大臣には、そのような話があったということが何かからお聞きをしておるのではないであらうか、お聞きをしておらぬとすれば何かの機会にひとつ、恐らくどこか公の場であったことには間違いないでございましょうから、ひとつお調べをいただければありがたい、適当なときにお教えを願えればありがたいと思います。お答えをいただいて私の質問はこれで終わりたいと思います。

○國務大臣(松永光君) 今先生の申されたようなことが事実であったとするならば大変遺憾なことであり残念なことであるわけですが、私どもの方としては日本の企業がフランスにおいて先生申されたようなことをしたということは承知いたしております。承知いたしておりますが、どの程度調べられるかわかりませんが、関係方面を通じて調べてみたいと、その結果をまた先生の方に御報告申し上げたいというふうに思いますが、現在のところさようなわけで承知してないわけでございます。

○参考人(芥川也寸志君) 日本の企業が海外で商業活動をするというのは極めて当然なことだと思います。ただ、その活動の様子が時には誤解を受けるということも中には起きるのではないかと、うふうに思っています。

それで、実はこの著作権協会国際連合の、CISACの理事会がありましたときに、これは五十人ぐらゐの理事がおりましたからそういうところから話は漏れたかもしれませんが、あるフランスの代表が日本の大手の企業の方々がフランスの政府に対して、賦課金等の制度を採用しないようにというような陳情をしたということをその理事会の席上で発言されたのは事実でございます。しかし、私はそういうことは多分なかったらうというふうに信じておりますが、先ほど粕谷先生もちょっと引用なさったんですが、IFPIの、これ

は国際レコード・ビデオ製作者連盟と訳されますけれども、この定例理事会がことしの三月十三日に日本で初めて開催されました。その理事会の翌日に理事二十名が出席しまして新聞記者会見が行われました。それでこのときにゴルティコフさんという有名な方がこういうことを実は新聞記者に向かつておっしゃっております。これは公の席ではっきりおっしゃったことでありますから私が引用しても差し支えないと思うんですが、私はあなたの方の御高察と道理に対する訴えを抱いてやってきました。一方、あなた方は過大な要求を私たちの下院議会にアプローチしております。貴方がたの代理人がワシントンでどんな発言をおこなっているか、最近発売された有力誌に出ていまして、お聴き下さい。「日本のオーディオおよびビデオ・カセット・レコーダーの生産者並びにブランク・テープの生産者は、ワシントンのロビイスト達に、米下院で今後討議が予定されている、音楽産業に影響のある幾つかの著作権法案の件で、自分たちは一步の譲歩もしないということを連絡した。」さらに、貴方がたは「レコード会社、アーティスト、プロデューサー、出版者およびソングライターを悪役に見立てた消費者運動」としてこのキャンペーンを組織する意図である、とこの記事は書いています。これに対し、私が申し上げたいのは「そのような言動はいささか羞恥心に欠けている」ということです。少し飛ばしまして、「日本の産業は著作権の敵であり、我が業界の才能と権利とを深謀を以て利己的に略奪する者として描写するしか方法がないでしょう。」、ここは先ほどもちょっと柏谷先生が引用されたと思いますが、「そうならば、悲劇的な行動の数々——通商的な制裁という形で報復措置——を不可避免的に招くでしょう。」、こうまで言い切っておられまして、そして一番最後に、「私たちは貴方がたのパートナーになることを望んでいます。しかし、貴方がたの犠牲にさせられるのは嫌です。」「こういう言葉で結んでおられます。気持ち相手を伝えたいためにやや表現がオーバーにな

っているのかもしれない。しかし、その分を差し引いたとしても、こういうような表現が公の場でなされるということはいささか問題があるのではないかとこのように考えます。私たちは今メーカの方々と交渉中でありまして、解決に向かつての責任というものは私たちも同様に責任があるわけでありまして、いたずらにメーカの方たちを非難するということは慎まなければいけないと思いますが、しかしこの点については私どもは責任を負う必要はないのではないかとこのように考えております。

○仲川幸男君 私の入手したのはいささか先生のお答えは違ふと思ひますけれども、精神的な問題が流れておりましたので……。わかりました。今大臣からも、このことに対してあれば大変遺憾なことだというお話がありました。もちろんこれから大切なときでございますから、私たちも刺激しようとは思っておりません。おりませんが、そういうことでやはり企業に対してもこれから十分アプローチをしていかなければならないものの一つとして受けとめておきたいと思ひます。ありがとうございます。

○委員長(眞鍋賢二君) この際、芥川参考人に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙中のところ、当委員会に御出席願ひ、貴重な御意見をお述べいただきまして誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。

○参考人(芥川也寸志君) 重ねて発言の機会を与えていただきまして深く感謝いたします。それと、仲川先生に先ほど大変過分なお言葉をいただきました。まして厚くお礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

基づいたコンピュータの処理ができたというところにつきましては非常に喜んでおるわけでございます。この文書を見て感ずることは、昨年だけではありませんが、長い間通産省の言い分としては、プログラムが、広く経済活動、企業活動に利用される経済財、小説や絵画や音楽等の現行法の中にある著作物とは随分違ふんだ、だから著作権法の対象にはならないんだという主張が非常に強かつたわけですね。これは文化庁の方もはつきり人間間の精神活動の直接な表現というものの性格を著作物は当然持つておるわけですから、単なる工業製品とは著しく性格は異なるんだということを非常に強調をされていて、これは全く異質な性格の意見が合うだろうか、こう思つておつたわけですね。ところが、聞くところによりますと、日本の経済摩擦その他の問題も一つの促進剤みたいな形になったというふうにも聞いておりますし、通産省としてはもう随分引かなければならぬような状態のところまで話がついたというふう聞いておるわけですね。

そこで私は、話し合いがついた文書の中で一番目の項目を見てみますと、要約すれば大筋においては著作権審議会第六小委員会の提言の趣旨を踏まえるということですから、これは著作権法の中で取り扱つてくださうというところははつきり通産省も認めたというふうな考えられますが、「これに加えて」というところから、「コンピュータ・プログラムの創作年月日の登録等の制度を新たに設けることを主たる内容とするものであること。」という注文がついてゐる。これは恐らく通産省のせめてもの考え方というものがここで、妥協の産物かどうか知りませんが、法律つくるのに妥協の産物という言い方はまずいとは思ひますけれども、この項目は通産省の主張というものを入れたというふうにとつてよろしいかどうか、まず一番初めにお聞きします。

○政府委員(加戸守行君) 先生御指摘なさいました創作年月日登録の制度の問題でございます。これは一昨年来両省庁間で対立しておりました、あるいは議論いたしておりました過程におきまして、プログラム権法構想の中にはユーザ保護という観点から、二重投資の防止であるとか流通の円滑化促進というふうな観点から登録公示制度というのを設けておりました、それがプログラム権法の一つの大きな柱でもあつたわけでございます。で、当方の著作権法の一部改正案につきましては、登録制度について何らの提言を受けておりません。それは著作権条約、特に一八八六年のベルヌ条約の中では無方式主義と申しまして、権利の発生あるいは権利内容に影響を与えるような登録制度は禁止されております。したがって、現在著作権法におきましては実名登録の制度とか、第一発行年月日登録、あるいは第一公表年月日登録と申します、言へば権利内容には直接関係のない事柄で一種の推定制度、それを担保するような制度しか設けていなかったわけでございますが、両省庁間の法案の考え方、内容の基本的な合意に達するに当たりまして、通産省が考えているユーザサイドの保護といった観点からの登録制度を何とか著作権法で取り入れてもらえないかというお話もございまして、当方といたしましては、権利の発生あるいは権利内容に影響を与える登録制度は困るけれども、現在ある第一公表年月日あるいは第一発行年月日登録と同様な趣旨でプログラムが登録できないという意味で、この創作年月日登録によつて同様の効果を期待することができ、かつ、この制度を設ければ結果的に二重投資の防止とかあるいは流通の促進円滑化ということが図れるのではないかとこのことで合意に達したというところが、当初文化庁で考えておりました著作権法改正案にプラスして無理なく通産省の考え方を取り入れられる要素はこれであるというところで、内容の一つにつけ加へさせていただきます。

○安永英雄君 この文面を見ますと、今おっしゃた点は今から聞いてまいりますが、主たる内容とするものであることというふうな表現というのは、私は、相当やっぱりこの創作年月日の登録制

度、ここには等という問題も書いてある、等。したがって、これは相当やっぱり通産省の考え方を取り入れてもらいたいという相当意欲的なものがあるが、われわれのように感じられる。と申しますのは、この前参考人呼びましたときもやっぱりこのところがこの法律案の一番決め手になるところである、後で聞きますけれども。特にまた他の法律でこれは定めるところあたりはこれは非常にやっぱり今のこの話をつける場合の通産省の意向が非常に強いんじゃないかというふうに私は感じたからお聞きをしたわけなんです。したがってその点が一つ。もう一つは、このコンピュータプログラムのよりよい権利保護のあり方については云々ということで、今後両省が協力するという立場を話し合いの結果つけておる。これ等につきましても内容は具体的に示されてはおきませんけれども、結局通産省側としましては、これは非常な熱意を持って、そして我が国の主導的な立場に立つて国際的保護のための特別条約の制定を世界各国に呼びかけるべきであるというふうな、これは去年も私はこのところで取り上げて非難をしたところでございますけれども、これは相当強い特別法をつくらうというところの意向のはしりだらうと思えますけれども、これは非常に強かったわけですね。ところがこれに対しての文化庁の態度、これが全く反対でございます、あの当時の意見としては、日本国内におけるソフトウェアの開発、流通の業を専らにするときは国際的に孤立することである、だからこういうことをやっちゃいかぬと、積極的に働きかけるなどということはない、長期的に見ればむしろこれは損失になりかねない、こう割り切った反論をしておったところですね。これあたりが話の結果として両者とも今後とも中期的観点から国内的、国際的検討を行うことについて両省が協力することに話し合いがついたというものは、ここらあたりの考え方というものは全く、先ほど保護期間の問題でお答えになりましたけれども、恐らくこれあたりは二項目の中等では項目は新たにされていませんけれども、恐らく

その保護期間等もこの中に入っておると思うんですよ、激しい隔たりがあったわけでありまして、こういって点についても将来文化庁とも話し合いをしてという問題がありますが、これは保護期間の問題は後で聞きますけれども、総体的に意向というのは、やっぱり通産省の意向等も取り上げて通産省が言っておったようにやはり文化庁の見通しではちょっと世界的な趨勢から見てもこれは大きく変わるというふうなことはない、こういうふうなことはつきり言っておったわけでありまして、この協力というのは先ほど聞きました。例えばというのは、世界的な保護期間という問題については世界の趨勢が大体そうなっており、そしてベルヌ条約その他の問題ではつきりこの期間が例えば短縮されると、五十年が三十年になったりするという機会が来たときに初めてこの目的が達せられるということであって、そう積極的に通産省と一緒に協力をしてこれを推進していくというふうなことは、これは、ここらあたりの意味は短い文章ですから、お互いに妥協をしたわけですから、そこらあたりはもう入っております。例えば気持ちの中ではやっぱり彼らが言うように五十年ではちょっと長過ぎる、こういってことで国内的にも話し合いをして、そういう働きかけをやっているというふうな考え方、例えばこういって中に入っておるのかどうか、ちょっと長くなりましたけれども、お答え願いたいと思います。

○政府委員(加戸守行君) 一昨年来のプログラム権法構想と著作権法の一部改正案との議論におきましては、これは両省庁とも自分のところで考えているのが百点満点という主張をするわけでございますので、その議論をどちらかにお互いに話をまとめたという場合には、こちらが百点、こちらは零点というわけにはなかなかないわけでございます、その意味では相方の中で歩み寄れるところを相互理解を示しながらやうとこのような合意に達したということでございます。したがって、今後の中長期的観点から検討すべき事柄としましては、先生がおっしゃいますように、両省庁間で事実上の了解に達しておりますのは、保護期間並びに使用権の問題につきましては個々の具体的な問題として今後中長期的に検討しようということで、両省庁間で協力をするという考え方でございます。問題はこれからの国内的な動向あるいは国際的な動向を踏まえるわけでございますが、今まで文化庁としては保護期間五十年が絶対であるという前提をとり、通産省サイドは五十年は長過ぎる、だめだという考え方があったわけでございますが、今回の法案におきましては著作権制度のルールどおり五十年で提案することに通産省は同意したわけでございます。しかしながら、通産省としましては保護期間が長いという気持ちは捨て切れなないので、今後その問題については十分検討を進めてくれと、文化庁も協力してほしいということでございます。当方は現時点では五十年が妥当であるという考え方をとっておりますが、国内の関係団体、関係者の気持ち、意向というものが十分これから踏まえていく必要もございまして、また実際上コンピュータプログラムの取引あるいは寿命というふうなものがあるような形で動いていくのかという状況も見きわめる必要もございまして、また国際的にもどんな動きになるのかというふうなそういう点を十分両省庁間で問題点を拾い上げ、意見を聞き、その検討を重ねていって対応を進める、その姿勢として両方が共同して考えようというものがこの第二項の趣旨でございます。そういう意味で、昨年のように文化庁としては五十年以外に絶対ないのだという姿勢ではなくて弾力的な対応をするし、通産省も五十年では一応今回同意したけれども十分考えてほしいという形で、両省庁間で手を握りながら一緒に同じ次元に立って、同じ問題認識のもとに今後の対応を進めると、そういう趣旨でございます。

○安永英雄君 いろいろ説明をされましたけれども、やっぱり妥協すればある程度聞かざるやならぬし、五十年というところを一応我々の方の立場を認めてくれれば、今後弾力的に考えていって短くするという趨勢が生まれてくれればそういう方向にもいきましようという話し合いになったということで、やはり私は一、二項、そういうた妥協的な通産省の考え方を入れた結果であるし、大勢的にはこの文化庁が考えておった趣旨というものがこのプログラムの問題については達成できたというふうにとるべきだろうと思えます。

そこで、二項目の方は私はわかりませんが、問題はやっぱり一項目の方の登録制度という問題、これは現行法にありながら、さらにこれを妥協の結果といえようでありまけれども、この登録という問題については先ほど答弁がありましたけれども、私はそれ以上の問題をやっぱりはらんでいっているのではないかと思います。と申しますのは、著作権法でプログラムの保護することになれば、これはもうベルヌ条約の著作権保護に関するいわゆる模倣主義をとっておるわけですから、プログラムの権利発生要件にするわけにはいかない。したがって、結局著作権の効力の発生要件じゃないわけですから、現行でも登録制度がある、また今度新しく登録制度を加える、こうなっても登録をしようとしまいとこの著作権が消えるとか何とかいふことはもう全くないわけでございます。それに殊さらに、現行法で私はいんじやないかと思うんだけれども、殊さらに今の登録制度を妥協の産物とは言わなければならない、通産省の意向を入れるとすれば、彼らがかつて言っておりましたように、いわゆる商業主義的な、はっきり言ったら特許権、特許局でやっておる特許権みたいなものはっきりした登録、しかも登録されたらもう相当の絶対的権力が生じるんだというところを初めからねらっておったわけですから、そのために別法をつくらうと、こう言っておったのを、これは本案の中心なんです、別の法律をつくらうという、著作権じゃないけない。そこで、その残滓がやっぱり残っておりはしないかという私は懸念を抱くわけです。

ちなみにここでもちょっと聞いておきますが、現

行法の登録制度によって今登録されておりますこの件数、それからその件数につきましてもどういう種類の著作物が出てくるか、こういったものについて説明願いたい。

○政府委員(加戸守行君) 現行法におきましては、登録制度として、一つが実名登録の制度がございます。これは無名または匿名で公表された著作物につきましてはそれが真実の著作物であるかということ登録する制度でございます。これにつきまして昭和五十九年度の数字でございますが、九件の登録がございます。

それからその次に第一発行年月日の登録制度でございます。これは世の中で発行以外の形態で演奏したとか放送したという形で著作物を世に公表したその日の登録制度でございます。昨年度は八十件の登録がございます。

そのほかに移転の登録制度がございます。著作権をAからBに、著作権者が変わったという場合の移転の登録制度でございます。これが五十二件でございます。そのほか、その他の登録が二件ございます。これは質権の登録であるとか、そういった一種の処分の制限の登録とか付随的な権利の内容の変動等に伴います登録制度。合わせて前年度の登録件数は百七十九件でございます。なお、五十八年度が百八十一件でございますけれども、例年この程度の登録が従来からされていっているというところでございます。

○安永英雄君 通産省とは言わないですが、今の場合はこれはもうすべて登録制度の問題は文化庁の方に求めているわけですが、この登録制度を設ける主たる理由というのは何ですか。

○政府委員(加戸守行君) ただいま申し上げましたように、現行の著作権法におきましては、第一発行年月日登録、あるいは第一公表年月日登録という形で、世の中にいつ出したかということ登録

する制度がございます。例えば書籍出版あるいは音楽録音レコード発行というように世の中へ出ていく場合にはこういった制度が利用できるわけでございますが、コンピュータプログラムの場合にはもちろん、例えばゲームソフトのように市販品として、あるいはパソコンソフトのように、市販されるというようなプログラムにつきましては第一発行年月日登録制度が利用できるわけでございますけれども、プログラムの中でも価値の高いもの、特に企業内部において利用するとか、そういった世の中には公表しないで、まさにコンピュータに、内部的に利用するだけのプログラムが非常に経済的価値の高いものがたくさんございます。こういったものは、このような第一発行年月日登録あるいは第一公表年月日登録を利用できません。ですから、登録をするに由ないわけでございます。一般的には著作物の世界で未公表のものを登録する必要は余りないわけでございます。プログラムにつきましてはそういう意味で実用上使われてはいても世の中には発行、公表という形態がないというものが多くございまして、このようなプログラムにつきまして創作年月日登録制度を導入することによりまして他の著作物が発行、公表される場合と同様にその登録をすることができるといふ制度を導入することがプログラムの権利保全のために必要であるという認識に立ったわけでございます。

これは法律論的に今申し上げているわけでございますが、実態的には先ほど先生が御指摘なさいましたように、通産省側の要望もあつたわけでございます。いま、プログラム権法構想の中で登録公示制度といたしまして、プログラムの中で登録公示基本となるのを考えていて、しかもその考え方の基本となるのを世に示すことによりましてそのプログラムが活用される、あるいはこんなプログラムがあるならば二重投資を、膨大な投資をしてまで同じものをつくる必要はない。これを借りてくればいいというような意味で二重投資の防止であるとか流通の促進という観点から登録制

度法があつた方がいいという考え方もわかります。理解できるわけでございます。このようなプログラムについても創作年月日登録制度を導入する結果といたしまして、今通産省が考えておりましたような二重投資の防止であるとか、流通の促進という付随的な効果も期待できる、そういう意味で一石二鳥というような観点からこのような登録制度を導入することとしたわけでございます。

○安永英雄君 私は、そう別に通産省から押したくられてそのところをつくつたというふうには私は思わないけれども、実際には先行投資あるいは重複投資、こういったものを避けていくという意向も入れたいという、私はここなんですよ、ここの問題が一番重要なんです。いままで、今もおっしゃつたように、文化庁では著作物、この保護という立場から今の登録制度をというところになっていきますけれども、しかしこれは登録しようと思つてもこれは一つの登録を神からいくならば、あくまでもこれは一つの登録をしたというだけのことであつて、私はむしろこの問題については逆に利用される場合もあり得るんじゃないかと思つております。

と申しますのは、何の効力もないわけ、登録をしようと思つてもこの著作権の変動はいささかも揺るがないという、こういう立場を著作権法としておくとするならば、これはまあ余計なことじゃないかと思ふ人もおる。例えば、この著作権こそ登録しようという、何月何日に登録する。これは今でも紛争があれですが、先ほど、この前の参考人の方で、もう率直に、紛争があつたときにこれは役立ちますという説明がありました。私は、それでも紛争に役立つという、その登録が、というところになれば、私は多少著作権法の精神から外れるんじゃないか、少し出ているんじゃないかというふうな気もするんですよ、これは。だから、登録をした日に閲覧をやり、何月何日にここに登録していると思つたら、盗もうと思つたら登録しない人がそれを見て、日にち変

えていつちやつて登録をやれば、裁判、紛争で役立つということになれば、これはあなた、そういう操作もできますよ。これはあなた、後で質問しようと思ふんですけども、わかつていっていると思いますが、あの特許のときに、同じ時間に特許の申請をどんとやつて、中同じものだったといつたときにはどう特許は始末しますか、御存じですか。同じ構想で同じ物が同時に出来た、そこまでやつていまして、特許庁は、おおよそ余りあり得ぬことだけれども、特許庁としては登録という問題、これは厳格に時間まで一分でも早かった方がいいと、同時にいつたときはどうするかという検討までやつていまして、これは規則で決まっていますよ、くじ引きですよ、同時にいつたときにはくじ引きですよ。おおよそあり得ぬことだけれども、そういうところまでやつていける。これを大体通産省としてはねらつておつたわけだけれども、せめてとにかく紛争とか何とかに何役立たないきやいかぬということ、先行投資とかそれから重複投資、これを避けるという、それ以上のねらいがあつたわけですよ。これは著作権法の中で、登録しようと思つても、大体この著作権は微動だにもしないという原則をやつていけるのに、登録したことにしよう、それが紛争のときに有利になるというこのためにこの登録をする制度を設けたというこのことになると、これが拡大していきますと、著作権じやなくてもこれはまたないような状態になつてくると思ふんです。そういうところが私は心配なんです。通産省から押されて無理して著作権を入れたものだから、そのところからなつてくると、やっぱり商業権等見てやらなきゃいかぬというところになると、登録制度で何とか報いてやりたい。登録制度の中で、今私は、登録しようと思つて同じだというのに登録をあえて強引に持つていくと、しかもそれが登録したことによつて紛争のときには有利になる。これを文化庁の方の著作権の中で認めるということになれば、これはコンピュータだけじゃない。先ほどもお話がありましたけれども、参考人は一遍で五百件持つて

えいていつちやつて登録をやれば、裁判、紛争で役立つということになれば、これはあなた、後で質問しようと思ふんですけども、わかつていっていると思いますが、あの特許のときに、同じ時間に特許の申請をどんとやつて、中同じものだったといつたときにはどう特許は始末しますか、御存じですか。同じ構想で同じ物が同時に出来た、そこまでやつていまして、特許庁は、おおよそ余りあり得ぬことだけれども、特許庁としては登録という問題、これは厳格に時間まで一分でも早かった方がいいと、同時にいつたときはどうするかという検討までやつていまして、これは規則で決まっていますよ、くじ引きですよ、同時にいつたときにはくじ引きですよ。おおよそあり得ぬことだけれども、そういうところまでやつていける。これを大体通産省としてはねらつておつたわけだけれども、せめてとにかく紛争とか何とかに何役立たないきやいかぬということ、先行投資とかそれから重複投資、これを避けるという、それ以上のねらいがあつたわけですよ。これは著作権法の中で、登録しようと思つても、大体この著作権は微動だにもしないという原則をやつていけるのに、登録したことにしよう、それが紛争のときに有利になるというこのためにこの登録をする制度を設けたというこのことになると、これが拡大していきますと、著作権じやなくてもこれはまたないような状態になつてくると思ふんです。そういうところが私は心配なんです。通産省から押されて無理して著作権を入れたものだから、そのところからなつてくると、やっぱり商業権等見てやらなきゃいかぬというところになると、登録制度で何とか報いてやりたい。登録制度の中で、今私は、登録しようと思つて同じだというのに登録をあえて強引に持つていくと、しかもそれが登録したことによつて紛争のときには有利になる。これを文化庁の方の著作権の中で認めるということになれば、これはコンピュータだけじゃない。先ほどもお話がありましたけれども、参考人は一遍で五百件持つて

くると、こう言われた、五百件みんな処理できずかと、こう言っておるんですね。私はコンピュータ以外の著作物、これもこれによって進ずるような形で今からいくとするなら、これは早く著作物を登録しておくということではないと危ないという形になってくる。他に波及しますよ、この考え方は。今の現行ならば、先ほど言われた数字ぐらいいでまあ登録しようと思いたいこれは私の権利は侵されないんだからと、こう言っておるけれども、事このコンピュータプログラムは登録しておかないと損だ損だということになれば、これは私はちょっと著作権法には似つかわしくないものを背負い込んだなという気がするんだけれども、どうですか。

○政府委員(加戸守行君) この創作年月日登録の制度は、いわゆる一種の権利保全のための登録制度でございます。趣旨は先ほど申し上げた第一発行年月日の登録あるいは第一公表年月日の登録と同様でございます。

で、今回の創作年月日登録は、法律的に申しますと創作年月日の推定効果を付与しているというだけでございまして、実質的には、創作年月日登録が確定したしておきますれば、将来それと似たプログラムも、いわゆる盗作ではないかというような事例が出た場合には、登録があることによつてこのプログラムをまねたというふうな意味での、實際上、訴訟上も有利になるであろうという付随的な効果が出てくるわけでございます。それは、もちろん登録をしてなくても権利は当然自動的に発生いたしますし、訴訟になります場合には、どちらがどちをまねたかというの、どちらが先につくられたかということが立証できれば登録しておく必要はないわけでございますけれども、そういう訴訟上の争いになった場合には、そういう一々盗作したプログラムよりも私の盗作されたプログラムの方が先につくつてあったんですよということを立て証が容易にできれば必要はないということになりますけれども、なかなかそういう点が面倒でございますから、こう

しておいた方が将来盗まれた場合に訴訟上容易に争えるという意味合いがあるわけでございます。そのことは、実質的には著作権というものの実効性といえますか、を担保するような結果になるわけでございます。しかしながら、それはあくまでも申し上げましたベルヌ条約上の無方式主義に抵触するわけではございません。ただ、実務的にこうした制度があった方が権利者が安心しておれるという意味合いでございます。ただ、どちらが先にするかなんていうことは、お互いが盗作関係でなければこれは意味のないことでございまして、同時に来ても同時に受け付けられれば足りる、あるいは登録すれば足りる事柄でございまして、要するに将来コピーなり盗作なりが出た場合における、先につくった人の権利者として安心しておけるという意味の制度であらうと思ひます。

○安永英雄君 私は安心できないという立場をとっているわけですよ。登録をして、コンピュータは全部登録をしなきゃならぬというわけではないでしょう。登録をした人と登録してない人がある、それを登録しておると文化庁の方から紛争のときに有利になるといふ言い方をすると、これは紛争が起つたときに当事者が言うことだし、裁判所でそれを採択するかどうかの問題であつて、今この立法をするときにこれが有利になるといふ立場をあなたの方でとるならば、著作権にはこれはもうなじまないですよ、そういう考え方は。特に私は、それ以前紛争といったときに立証しやすくと、なるほど文化庁かどこか知りませんけれども、行けばわかる。片一方の方も紛争したときには、それだけのことは立証しますよ。立証はどちらがしやすいか、相手側は何月何日と、こう言っている、登録している。片一方はそれでも先だといふ立証は、それはできませんよ、やれば。私は事実登録をした日より前に自分は確実にやつておつたといふ人が出てきたら、これは立証するときの紛争の場所が裁判所になるとすれば、裁判官がそこに行つて立証すればいいわけです。弁護士の方、片一方の方は弁護士が盛んにこう言つてその人の先だつたといふ立証をすればいいわけですよ。これが紛争のときのためにいいんだといふ言い方は、これは撤回してもらつた方がいいような気がする。極端に言うなら、もう別に定めるといふふうなところはもう出さない。先ほどから別に定めるといふ内容はどういふことですかという質問に対していろいろ答えられたけれども、これは通産省との打ち合わせがある、団体との打ち合わせもしなきゃならぬ。私は疑えば疑うほどあれなんだけれども、今度の国会に変わりますよ、これ。別に定めるなんていうようなことじゃなくて、この問題についてはここが一番大事なことなんだから。これを今度の国会で審議しなきゃ何にもならぬということですよ、これは実際載せるとすれば、それが次の国会にいつておる。間に合わないか。それは次の理由もいろいろ言われたけれども、私は通産とこの別に定めるといふところが話がかぬのじゃないか、通産のやっぱ要求といふのは強いんじゃないか、もう少し、というふうなことは考へて、この問題の別に定めるといふことにしつて一息ついたというふうな私に思つてゐるんですが、それはどうですか。

○政府委員(加戸守行君) 別に法律で定める内容として、先ほど答弁申し上げましたが、登録の手続であるとか、あるいはプログラムの登録でございまして、プログラムの内容というものを確定するために、いわゆるオブジェクトプログラムのコピーを納付していただくというものを規定する必要があると思ひます。そのほか、登録にかかりますプログラムの名称、機能の概要等を公報掲載をするというふうなことを想定しておるわけでございますが、言うなればどのような形で登録をすべきなのか、その場合に何を定めるべきなのかといふことにつきましては、十分まだ実態をつまびらかにして検討する必要があります。特にこのプログラムの登録に關してその実効を確定するためには、相当程度慎重な検討をしなければならぬという意味で別に時期をずらして

定めようとしているわけでございます。これがほかのプログラム以外の著作物であるならばこのような神経をそんなに使わなくてもよろしいわけでございますが、登録するといひましても実際に目で見えないわけでございます。まして、電気信号で入っているもの、しかもそれはすぐわかつては困る、その秘密をどう守るかという問題もございまして、それから概要を記載させるにしても、中も相当具体的な内容になりますと、プログラムの内容がある程度理解できて、盗作を推進する結果となつてもいけない、そういう慎重な手続を考へなければならぬという意味で、いわゆるそのプログラムの秘密をどうやって保つかといふことを考へながら、かつこれが登録するといふ場合にインテキ登録ではないといふことをある程度心証としてつかむ必要もある、そういう点で若干プログラムの登録に關しては難しい問題がいろいろある。その辺は関係団体からの御意見等も聴取して、それを踏まえながら対応していくのが実際に適しているであらうという考え方で一つの国会をずらさしていただいただけで、それ以外の他意は何もございせんし、また通産省からこういう点というふうな強い形での要求が出てゐるわけでもございせん。今のところ両省庁間のおおよそのこつちの方でいこうという考え方は自分自身はそんなにすれてないと思ひますし、実態的な内容、事実関係、あるいはどうすれば適切であるかという点を確認することに時間が手間取るといふような意味合いで一つの国会をずらしてゐるわけでございます。

○安永英雄君 次に、別に定める法律が出ると思ひますけれども、別に定めたとこでこれは母法は著作権法ですから、著作権法全般にとにかく影響するような内容にならないように、今あなたがおっしゃつたように今できてゐる、今度改正するそれに基づいた当然の手続だといふふうなものが出ることには私は期待しておりますので、この点は十分検討してもらつたとともに、先ほど言ひましたあながち私は登録制度をさらに入れたということ

で必ずしも安全ではない場面も考えられる。したがって、登録の効果というものが、今後また検討の機会はあるわけですから、次に出るわけですから、少し考えて工夫をされたらどうかということをお願いしておきます。この点を。著作権の中に入ったということになれば著作権法らしい取り扱いを、プログラムをしないやうなぬという私は趣旨で申し上げておるわけで、妥協の産物だからこのところつきましたというふうなことは許されないということをお願いしておきます。

時間もたちましたが、もう少しどうしても納得できない、私はもうこの前の国会もやっただけですが、この何条でしたかね、著作権がもう法人に帰属するという問題ですね、個人がこれはもう著作権を得るといふのは、著作権の中でやっぱこれは建前としてはそうなっていますね、個人が。これはいろいろあるんですけれども、法人に帰属させる理由は何ですか。

○政府委員(加戸守行君) 著作物とはもと個人といわゆる知的創作活動によって生み出されるものでございます。しかしながら、社会的実態をいたしましては、ある企業が、会社がその企業目的のためにこのようなものを著作物としてつくってほしいという形でその命を受けてその職員が仕事としてつくる、つくられた成果はその企業なり会社なりの創作物として世の中に流布され、かつそのことに責任は会社が持つというふうな社会的実態があるわけでございまして、それは一種のフィクションといたしましてそういう法人等が著作物であるという立場をとりまして、自然人と同様な形で権利能力を与えるというのがこの著作権法十五条の考え方でございます。しかもこれは日本国だけの特別措置ではございまして、諸外国におきましてもそれぞれ法人等の使用者が著作物となる国あるいは著作権者とする国、相当数ございまして、実態的な意味合いにおきまして各国で同様な取り扱いがされているわけでございます。

○安永英雄君 これはしかし、先ほどいろいろ論

議されましたのでくどくどは申しませんが、映画の場合だつてこれは制作者といつてもあれは一つの法人の代表なんだから法人と見てもいいわけ、これがあのときの理由は、いわゆる資金、金、これがここから出ている、だから丸々監督も俳優もいろいろのものを全部自分で金出してそしてこういうものをつくるという、いわゆる法人のこういう映画をつくるという発意に基づいてできたんで、その中における俳優の固有な任務、監督の任務、こういうのは当然だ、したがってそこらには著作権というものは存在しないんだ、こういう論法で押し切られたわけですが、これと同じような形で、あなたはコンピュータをつくるために社員として入社して、そして私がこういうコンピュータをつくれと言つて発意をしてそしてできたものなんだからこれは個人のもののじゃないんだ、こういう立場もありまうけれども、それは確かに映画の著作権が制作者に行つたときのあの考え方と全く同じな気がする。だから、先ほどの答弁では、まあつくった個人、グループ等については報賞金ぐらひはと、こういう話ですね。映画の方もたしか今の古いフィルムを倉庫から出してきて、この前も「椿三十郎」を倉庫から出してきて、あの「椿三十郎」の倉庫から出してきてNHKが放送するとあのフィルム代を出すわけですね、著作権料を払うわけですね。そうすると、それは制作はどこでしたかな、あれは、大映でしたか、そこに行くわけですね。大映の方は監督だけにはその分前を少し内々に払つておるような話ですが、俳優には行っていない。俳優固有の所作とかいろいろある、こういうものがその作品の、映画作品のこれは中心になつていふ場合もあるし、「椿三十郎」じゃありませんけれども、やっぱり黒澤明という監督がシナリオを書いて監督をして仕上げたんだと、この映画そのものはもう黒澤の作品なんだと、芸術品なんだと、著作品なんだとこう言つても、そうじゃないということと何と

同じような形でプログラムをエンジンニアがつくる、つくつたのは、おまえ初めから入社するときこれにつくるために入つて、雇つておるんだから、おまえができたものはおれのものだ、こういうふうにもつていいものかどうかな。この前も言いましたけれども、安達さんがあの当時、著作権のあれで文化庁の責任者でございまして、著作権のあれで文化庁の責任者でございまして、横無尽に答弁したんだけれども、涙流して言いましたよ、一晩でひっくり返つたんだから。全く政治的な動きですよ。あの当時の大映の社長の永田です、それと自民党の、名前は言いませんけれども、亡くなられましたけれども、あそこであつたという間に、審議しているときにこうなりましたという決定でやられた。しかし、これはどうしてか腑に落ちませんというのが文化庁の考え方だつたわけですね。そこに涙が出たわけですね。だから、今後やっぱこの問題については法人に帰する、金を出した者に全部行くという問題については検討しなす。私は、この点も現行法にこの法人の問題があつて、それにまたさらにプログラムが加わつたということですから、あえて今から十年も二十年前に話を戻そうとは思いませんけれども、これは一つのやっぱ検討事項じゃないかと思うんですね。

例えば、話に聞くと、コンピュータの開発あたりは普通の工場で自分の分担でこつくれ、こつくれとこう言われておる社員よりも、だれかに家に帰つておると、違つた人もいろいろあると開発ができるというふうなこともちよつと聞いたこともありますが、月給払つておるから自分自身が開発したもの全部社長さんにとられるという、これはちよつと私は解せないような気がするんだけれども、これは例外なしに、例外は初めから入社するときに私が開発したものはあなたの方のあれでございましてという契約をしない限り、私の方の権限です、権利に属するものですよという約束がない限り、もう自動的にいくという事になつてしまつたことわからねくはないんだけれども

も、ある程度報賞金というふうなことはこれは文化庁として言うべき言葉じゃないし、制度でも何でもなしにやらぬことですね。言うとなれば、ある程度の制度的なものを考へて言うならいいけれども、そこあたりは何か考へてありませんか。明らかにそこそこで開発したグループなり個人というものについて、社長さんあなた報賞金出しなさいよということじゃなくて、何か権利というものは、これはできないものですか、どうですか。

○政府委員(加戸守行君) 著作権法におきましては、本来的にこの著作物についてその人格の発露としてこれがだれの著作物であるのかということを決めるのが著作物に関する十五条の規定でございます。その意味におきまして、プログラムのようにな多数人が共同してつくる実態が多い、しかもそれは自分の職務としてつくるというふうなケースにつきましては、常断的に判断いたしまして実態に適合しているというものがこの十五条を規定した理由でもございまして。しかしながら、先生おっしゃつていますような個人が何らかの形で報われるべきであるという発想は、それはむしろ著作権制度というよりも労働契約あるいは雇用の実態あるいは業界における取り扱ひの問題として、その個人に對し例えは一定のプログラムが特別な評価を得られ価値を生み出した場合にどうするかという問題でありまして、著作権法が触れるべき問題ではないからうというふうな感じがしておるわけでございます。ただし、あくまでも著作権法で言つておきますのは、権利関係の所在あるいは人格の発露と言ふべき著作物人格権の所在というものを法で規定するわけではございまして、その権利の上に眠るかどうかな、あるいは権利に実効性を生かすかどうか、それはまさにそれぞれの職場あるいは労働契約の実態によって決まり得る事柄でございまして、著作権法としての規定する限度があるという意味でお答えをさせていただいておるわけでございます。

○安永英雄君 これはちよつと議員提案でも出さ

なきや、これは議論になりませんわな。

プログラムを著作権法で保護することになると、プログラムの種類、形態、使用目的、開発作成の態様などに関係なく、プログラムに創作性があるかどうか、こういうことで著作物であるというふうには判断されるわけですが、ここで電気炊飯器ですな、あの電気炊飯器の中に自動調整器等でプログラムがこれに入りまして、そしてこれが今特許庁あたりの考え方、いわゆるそれが入った炊飯器そのものを特許権を申請すると特許権が得られるというふうな形になります、特許権とプログラムとその炊飯器は二つの権利を持っていくような状態が生まれてくる。これは炊飯器だけじゃなくて、もういろんな今からの開発ではいろんなところにこのコンピュータのプログラムがずっと入っていつ一つの製品をつくり出すという場合が多くなりますわね。これはアメリカあたりの宇宙開発あたりの機械その他の問題については、もうあらゆるものがコンピュータが入っている、いろんなものが入って、それぞれの権利がいろいろある、何十種類の権利が一つの作成物としてできている。非常にごく最近の簡単なあれとして、炊飯器の中にコンピュータが入っている。こういう二重の権利を持った特許物、こういうものが出てくるということになれば、このところでコンピュータプログラムを、著作権を与える、著作物として保護するという立場に立つてくると、多少やっぱりこれとの関連を見ていかなければならぬと思います。これは炊飯器だけじゃないと思います。そういう場合のことにについて、次長の方で動きあたりがわかっておればお話しを願いたい。

○政府委員(加戸守行君) コンピュータープログラムに対します特許法の適用につきましては、現在のところ、もちろんプログラム自体の特許の対象とする可能性もあり得るわけですが、現実の問題としては、プログラムが一種のハード、機械と連結いたしまして機械に組み込まれて、そして例えば自動制御装置のような形で動

く、具体的には先生おっしゃいましたような自動炊飯器であるとか、電子レンジであるとか、そういうようなものに対してはプログラムの特許を認めた事例等もございまして、ケースはそんなに多くないと思いますが。その場合には、いわゆるプログラムの中に含まれております技術的な思想そのものを保護するというのが特許権でございまして、機械とセットになったプログラムという、その原理を保護するわけでございます。

一方、著作権法で保護しておりますのは、プログラムによって表現された表現形式を保護いたしておりますものでありますから、言うなれば、ある仮定の話でございまして、一つの電気がまわっている特許を得たプログラムが組み込まれているとするならば、それと全く同じものをつくれれば当然中にあるプログラムも複製していることになりまして、で、特許権侵害であると同時に著作権侵害にもなります。しかし、保護の対象としている保護区域が違わうわけでございまして、今の原理そのものの保護でございまして、例えばある一つの自動制御装置を使つたもののプログラムを、プログラムの表現形式を変えまして、原理的には同じでございしますがプログラムそのものを取りかえたものをつくれれば、それは特許権侵害ではあつてもプログラムの著作権侵害にはならないということで、同一の機能目的を達成する場合でもそのような違いがあるわけでございまして。

しかしながら、一般の国民的な感覚、素人的に見れば一つの行為、つまり一つの電気がまわらな電気がまわつてくるそのまの製品をつくらせれば、特許権侵害であると同時に著作権侵害になるというケースは当然に出てくると考えられます。

○安永英雄君 先ほど言われたように、その数は今のところ少ないと思ひます。特許法の二十九条では「産業上利用することができ発明」として新規性、進歩性を有するものが特許を受けられる、そしてさらに「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう」と、なかなか二重にかぶつておるわけですから、この「自然

法則を利用」というふうなところの項目にぶち当たると特許はなかなか取れないわけで、確かに今おっしゃったように、給与計算法のプログラムとか在庫のあれをするプログラムといったものは、これはもう確かに自然のあれで初めからこれはばいされると思うけれども、やっぱり特許庁の方でそれなりに検討しておつて、マイクロコンピュータの審査運用方針、こういったものを出して、やっぱりこのコンピュータに組み込まれたプログラムは自然法則を利用したものというふうなみにないいいんじゃないかというふうな傾向にあるわけで、今後コンピュータの特許法としての見る目というのは、やっぱり特許法に基づいてこれは保護すべきじゃないかという方向にだんだん行くというふうに私は聞いておるわけなんです、この点今のところなかなか難しい。数が今の特許法に基づいて条件から言えはなかなか入りにくいとは思ひけれども、これは炊飯器に限らず続々出てきて、今あなたの方で簡単におっしゃつたけれども、やっぱりこれは著作権を持つておる炊飯器、それと特許権を持つておる炊飯器、そして特許の場合、これは十五年ですわね、存続期間は十五年あるいは二十年を超してはならないという形。こちらの方のは今のところ五十年、こういうことで、かまそのもの、炊飯器そのものは、もうこれは特許としてのあれは切れても、中に入つておるコンピュータはどつこい五十年生きておるといふことで、うっかり他の方で製作をしますと、特許権の方じゃなくて著作権の方が発動しまして、何でつくつておると、複製じゃないかと、こういうことで、これは強大な私は権力を、二つの権力を持つたら、これはもうコンピュータを使ったそういうものの開発は阻害される、こういう気がするんですけれども、これは将来のことでしょうか、次あたりもうおたくの方で検討に入つておる問題でしょうか、ちょっとお聞きをしたいと思います、この点。

○政府委員(加戸守行君) 確かに特許法によります保護期間が出願公告の日から十五年でございすので、特許権が切れた後に同じようなものをつくれれば著作権侵害になる可能性はあるという御質問でございましてけれども、そのような場合のプログラムは極めて少ないと思いますが、プログラムの中としては比較的つくりやすいプログラムであろうと思ひますし、原理はそのま踏襲しても、特許権が切れた後、そのプログラム自体を取りかえれば、つまりその同じ機能、性能を有するプログラムをつくりさえすれば可能でございまして、それは著作権侵害という形で全くデッドコピーではなくて、まさにその特許権を得ていたものと同一原理、システムによりまして別個の表現形式をとつたプログラムをつくれれば足りる話でありまして、著作権法による保護が實際的に産業界に支障を与えるというぐあいには理解してないわけでございます。

○安永英雄君 今のいわゆる特許権と著作権の関係につきましては、時間が来ましたので、後でまた機会があればしたいと思います。

日本書籍出版協会の理事長をされております服部さん、きょうは本当に御多忙のところを御出席いただきましたありがとうございます。

複写機の見聞ましい発展、それと普及、こういうことで学術雑誌や専門図書の複写が著しく増加をしておる、そして著作権法で許容されない複写がかなり行われておるといふふうに私は聞いております。そこで、この複写問題に対するために、日本書籍出版協会を中心にして集中的な権利処理機構設立へ努力がどんどん進められておると聞いております。

そこで、早速ですけれども、参考人にお聞きをいたしたいと思ひますが、この集中的な権利処理機構設立の努力が行われておりますが、現在どのような状況にあるかお聞かせを願ひたいと思ひます。

○参考人(服部敏幸君) ただいま御指名いただきまして服部でございます。きょうは出版界の今大変関心事でございます集中処理機構の件につきまして、参考人として当所に出ましましていろいろと御説明する機会を得ましたことを非常にありがた

○%の安さで仏教専門書、これは海賊版だと思いがすが、それがずっと書いてあって、もう既にそれを手にしている人もたくさんおる。これは金額も相当高いですね。そういうことで、これが韓国から来ているということで、韓国はこの条約に入っていない、こういうことがあるわけですね。

日本書籍協会を通じて外務省とか韓国に対してのいろいろ事態の改善を求める申し入れになっているという事です。この点あたりは国内じゃなくて国外からという一つの典型的な形のもので、すから、ちょっと別に聞きたいんですが、どういう実態で、どういう大々働きかけをして、どういう反応ですか、これは。

○参考人(服部敏幸) いわゆる世上海賊版と呼ばれているものでございますが、この海賊版の中にも世界の著作権条約へ入らないおののの、特にアジア関係にも多いわけでございますが、その中でも海賊して国内で売っているだけのものと、むしろそれをまた輸出している場合とあるわけでございます。今先生の御指摘の仏教書のこと、これはまさに日本に逆輸出する、だから日本は輸入される愛があったものでございまして。これは国内でまだ売られている場合は、これは著作権条約へ入っていないものですから手の施しようがない、道徳的の要請をするだけになるわけなんではない、道徳的の要請をするだけになるということになります。これが逆輸出されるということになります。これが日本に入ってきて、輸入業者にそれが渡って販売されると日本の著作権法にひっかかるわけでございます。やはり著作権の普及が少のうございまして、そういうことを御存じないで売っておられるわけ、そういうことを御存じないで売っておられるという事は、私も——私どもの会社は講談社でございますけれども、徳川家康なんというのはよくよく聞いてみますと、三社、四社が競合で海賊しているという話も聞いておりますけれども、それは向こうの言葉で出ているものですからわからないわけですね。我々が行ってみても向こうの言葉ですわからないわけですね。むしろタイ

トルを徳川家康じゃなくて大望という名前で、タイトルを出してたりするということも聞いておるわけでございます。それから三、四年前、イギリスの出版社が韓国で音楽全集がやっぱり半額ぐらいの値段で海賊されているのを見て、びっくりにして大使館を通じて韓国政府に注意をした。それで政府が慌ててそれをとめたんだけれども、一年ぐらいたったらまた野放しになったというようなことも聞いておりますし、私どもが調べますと、海賊版というのは韓国や東アジアあたりで三カ所ぐらいい、こういうものを特に多くつくっているところがございます。しかし、どういところをつくっているかというの私どもはわかりませんけれども、これをよくよく調べてまいりますと、日本の出版社はわかっていただいても九十三社ぐらいいが被害を受けているだろう、こういうふうに言われておりますし、しかし韓国の中でも売られたり他の製造している国で使われているということになりますと、なかなか証拠はつかめない。

それで昨年の十一月に、英国の出版協会の海賊版問題委員長、英国が一番被害を受けていると言われているわけでございますが、そのマクミランの出版会長が日本に来られまして、英米は駐在ソウル大使を通じて韓国政府に対策を要望して、あわせて韓国が早期に国際的著作権条約に加盟するよう働きかけるから、日本もどうぞ韓国の駐在日本大使にそのことも含んでおいてもらって、機会があったらやはりそのことを伝えるようにお願いしたいというように言っているわけでございます。とりあえず私から事態だけをソウルの前田利大使に手紙で申し上げまして、その手紙の写しを文化庁にお渡ししたというようにことが昨年ございまして、その結果そのままでまだその結果は聞いておりません。

それで今お話がございました仏教書でございますね、もうこれこそ日本に逆輸出されそうになったものでございましてけれども、あるソウル市にある出版社でございますが、こっちの輸入業者とか

あるいはそういう必要なところに仏教書の総目録が送られてきてまして、仏教全集の予約をとられ始め、そのほかの書もたくさんこの中に出されているわけでございます。中身はほとんど日本の出版社の本で、中村元先生を始め、日本の著名な学者の方の出版物でございます。目録に掲載されているのは日本の二十九社ですね。で、オックスフォードの出版社のものもここへ一点入っております。合わせますと三十社、百六十九点がこの中に収録されて注文をとっているというのが現状でございます。

そこで、日本の図書組合あるいは被害の出版社が協議いたしまして、図書組合や書店、図書館、大学研究室あてに百三十五通の要望書を出しまして、買わないように、買えば法に触れるといううなことで、協力を要請したということでありまして、書協にもその対策を要望されておりますので、これは文化庁の方にも御相談申し上げて、その処置をこれから文書をもっとお願いすることになっております。

海賊と申しまして、日本の値段の二分の一ぐらいの値段で今度逆に日本へ入ってくるわけですから、もう何ともし難い方なわけでございますが、このようにして我々もその出版社の共同休から向こうの出版社にもそのことを抗議いたしまして、向こうからわび状が来ておりますけれども、それも一時的なものかどうか、現在もしつづけてあるとすれば、いずれの機会にまた入ってくることを予想されますので、その辺のところも十分注意をしたいと思います。このように考えております。

○安永英雄君 今もいろいろお言葉の中で文化庁という言葉が出ましたが、こういう外国からの関係のはね返ってくるようないわゆる海賊版に対する対策といえますか、これは外務省でもあろうし、業界自身も自分のことですから一生懸命やらせましようが、文化庁としてこの種の問題についてどういう対処をされていきますか。

〔委員長退席、理事仲川幸男君着席〕

○政府委員(加戸中行君) 事柄が二つございまして、例えば韓国のように条約未加盟国におきましてどのような行為が行われているかということ、条約上も法律上も要求できないこととございまして、ただ基本的には著作権条約に加盟してもらいたいという形の働きかけが必要だろと思っております。現に韓国との関係につきましては、著作権条約の加盟方を公式、非公式、いろいろの会合等、接触の機会がございましてたびに申し上げております。韓国におきましても、昨年末だと思っておりますが、昨年現在死後三十年の著作権法を改正いたしました、五十年というところで改正法案が提案されましたが、廃案になっております。引き続きことしの国会にも提案する予定である旨、先般文化保護省の方からそういう情報は入手いたしております。いずれにしましても、一九八八年にソウルオリンピックを控えておりますので、それまでは法改正をし、かつ、条約に加盟するという方向で進んでいるようにございます。

第二の問題としましては、ただいま服部参考人の方からもございましたようないわゆる海賊版が日本に流入してくるというようなケースの問題でございます。この事柄につきましましては、いろいろな対応の仕方難しいわけでございますけれども、先ほどお話ございましたような書籍、——書籍出版協会の方からも情報が入りましたし、先般韓国の文化公報部の高官がお見えになりましたときに、当方の文化庁長官との間の懇談の席でもそのような話題に上ったということもございまして、やはりその著作権を尊重するという気持ちも双方の間で持っていくことが当然必要なこととございまして、余り形式張りますと角が立つ話ではございますが、そういういろいろな非公式等の交流の際に意見交換、情報交換あるいは御忠告を申し上げるというような形で処理をしているのが現状でございます。

○安永英雄君 そこで、出版協会として集中的な処理機構の設定については御努力を願わねえし、また著作者自身にいろいろ問題があるのは

わかりますけれども、いずれにせよやっぱり著作権を保護していくという立場、そしてみずから出版社自身もその被害を食い止めるというふうな立場から、この機構の設定についてはさらに御尽力を願わなきゃならぬと思うわけでありますが、それとあわせて、版面権という出版社関係から版面権の設定について要望が出ておるといふことも聞いておりますし、私も自身ももう既にこの版面権の問題については知っておるわけでありますが、どういふ立場で、この版面権の設定について文化庁の方に要望書を出されておるわけでありますが、その要望書の内容についてその概略をひとつ御説明願えればと思いますのでよろしくお願いいたします。

○参考人(服部敏幸君) かねて私も文化庁に出版社の版面権を認めていただくように要望書を出しておるわけでございます。このことにつきましては、既に先生も御存じだろうと思いますが、前の衆参両議院の附帯決議とかあるいは昭和四十一年度の四月の著作権制度審議会が答申した折にも、出版社に版面権についての何らかの形で権利を認めることが必要であらうというふうな答申もいただいております。

そこで、我々も今度の集中処理機構というものを設立するに当たって、いろいろ問題を討議してまいりました。そこで、この際何としてでもやはり出版社の権利というものを認めていただく必要がある、その理由といたしまして先ほどもちょっと申し上げましたが、先生がおっしゃったようにあつちの一部を持ってき、こつちの一部を持ってきて本を編集で編さんしているというふうなことをちょっとお出しになりましたけれども、そういうふうなものを全部編集者がそういうことのないようにあらゆる努力を重ねておるわけでございますが、出版界で本を一冊つくるのに、オーソドックスなことを申し上げますとやはり編集者が企画を立てた場合にこれをいろいろその部署で、これが学問的にも現況に依じて必要なものであらうか、あるいは一年後、二年後に相当需要が喚起さ

れるものであらうか、そういった学問的の立場の著作物についてはそういう見通しを立てる研究調査もいたしますし、またその他のものでも社会的に必要なものであるかを調査研究してこれを出すか出さないかというのを会社として決定するわけでございますが、決定いたしますと、編集者はじゃあどのような方にこの企画を執筆していただいたらよろしいかという選定をやはりするわけでございます。そしてあるいはこれは新しいものだから新しい執筆者にこれをお願いして、執筆者の育成に努めるといふようなことも当然考えながら著者の選定に当たるわけでございます。その間、資料が足りなければ編集者も資料収集に協力をするとか、いろいろなことをやはりやっていると、現状でございます。そして原稿が出てまいりますと、いろいろと編集者がそれを見まして著作権に違反していないか、あるいはこれが我々が設定した読者層にはちょっと表現が合わないんじゃないかと、いろいろなことでまたもう少しやさしくしていただくとか、もっと資料を提示して書き直していただくという努力は編集者はするわけでございます。そしてそういうものができると、今度は編集者はそれをどのような版にしたらいいか、活字の選定からレイアウトから全部工夫をして、そういう方面の創作活動をするわけでございます。そして活字になったものをまた校正をし、訂正して本にするということになりますので、その努力たるや皆様よくおわかりにならないかもしれませんけれども、その努力たるや大変なもので、そういう努力を払ってあの本の版面ができてくるわけでございます。

そういう意味からしまして、当然その努力と創作力に対して版面権——まあ適当な言葉じゃないかもしれませんが——むしろ版面と言った方がいいのかも知れませんけれども、現在著作権のことを版面権と言ひ伝えられておりますので、あえてここで版面権という言葉を使っておるわけでございますけれども、そういう意味で、版面権をぜひ出版社にも与えるように著作権法を改正していただきたい

というふうにお願ひしているわけでございます。

○安永英雄君 ところで少し内容について、いわゆる版面権の内容についてお聞きしていきたいと思ふのですけれども、この趣旨はすべての著作権のすべての出版物、この権利を要求されておるのか、いわゆる全部のところに著作ですね、先ほど私は部分的な問題として学術書とか今私教書とか何とかを言いましたが、これは著作物全部についての配慮を希望されておるわけですか。

○参考人(服部敏幸君) 私どもはすべての出版物に設定をしていただきたいということでござい

ます。

○安永英雄君 次に存続期間でございますが、これはやっぱり著作権と同じように五十年という形を考へていただきたいと思いますか。

○参考人(服部敏幸君) この問題は非常に難しい問題でございますけれども、

【理事仲川幸男君退席、委員長着席】
よく文化庁の方たちと御相談申し上げてやっていきたいと思ふのですが、我々としては短くても二十年、長くても五十年、著作権法と同じようにしていただきたいなど、このように考へて今検討を進めております。

○安永英雄君 今説明をいただきました中で、出版社の立場からして非常に重責を担っておるし、大きな仕事もしているんだということで、学問的、社会的意義、こういふものまで調査をして研究し、そして場合によっては著作物を出版社の方から選定をする、こういう方向で今社会で必要なんだ、あなたひとつこれを書きなさい、まとめなさいというふうな仕事もしておるといふことも強調されておりますし、それから新しい著作物を発掘するという仕事も出版者はやっています。そういう重責を自分たちも今日まで尽きてきているんだということを要望書の中に書いてあります。が、著作物の創作活動を助け、よきパートナーとして努力をしておるといふのが現状の出版者の立場なんだ、そういう立場にある者に対して版面権

をひとつぜひ出してもらいたい、設定してもらいたい、保護してもらいたいという意向と、それからまた違った角度から、版の大きさ、活字の選択、それから刷りつけ、レイアウトを含む編集活動、そこには創作的な能力が発揮されなきゃならぬ。さらには校正、造本、装丁にも各種の配慮を加えておる。ここにやっぱり版面権の必要性を強調されておるわけですから、いわゆる創意と苦心の成果というものを認めてほしい、そこに版面権というものを設定してほしいという、要約しますとこの二つの理由が一番強いように私は感じます。

そこで、著作権法の二条一項あたりを見ますと、著作者の思想や感情が外部から感知できるような具体的表現されておる、しかもそこにその著作物自身の創作性があらわれておればこれは保護するというふうになっておるわけでありまして、そのことが先ほどの理由の後段の部分ではなからうかと思ひます。著作者の目的、方法、著作物の用途のいかんによって著作物であるかどうか左右されることはないというわけですから、前段の部分ですね、これあたりは直接著作権の中に入るといふ理由にはちょっと二次的なものに私は感じられるのですけれども、この点文化庁の方はどんなふうにお考えですか。

○政府委員(加戸守行君) 確かに先生おっしゃいますように、ただいま御要望の出しておりますいわゆる版面の権利につきましては、版組みそのものを著作物と考へることにはかなり心理的な抵抗もございまして、また著作権法の定義の上でも読むことは極めて難しからうかと思ひます。と申しますのは、いわゆる著作物の「思想又は感情を創作的に表現したもの」という現在の二条一項一号の定義に該当すると読むには極めて難しい、むしろ困難ではないかという感じがいたします。

そこで、今の版面に関する権利の考え方というのは、外国にも立法例はあるわけでございますけれども、言うなれば現在著作権法の中で保護をいたしております例えばレコード製作者の権利といひますものは、著作物である作詩作曲を音楽的な

○政府委員(加戸守行君) 確かに先生おっしゃいますように、このような形の権利は世界でも少ないわけでございまして、私ども承知しております。範囲では、一つはイギリスの著作権法におきましていわゆる著作物の発行された版、エディションと言っておりますけれども、版についての著作権を認めております。ただし、この著作権と申しますもの、いわゆる我が国で保護しておりますような著作権とは性格が異なりまして、版の活版印刷の紙型の複製物を写真術または類似の方法により作成することが英国におきます版の著作権でございまして、具体的にはゼロックス等の複写、複製の方法による複製が一つの態様、もう一つは写真製版という形で原版と同じものを写真製版して出版をする、この二つの態様が具体的に押さえられる権利でございまして、したがいまして、英国におきます版の権利につきましては先ほどもちょっと服部参考人の方からございました頒布権であるとか、あるいは放送権であるとか、そういう形のものとは規定はいたしておりません。しかし英国の著作権法の中で著作権という名前も使いながら、特殊な法制度として構成しているということが一つございまして、そのほか西ドイツの著作権法におきましても、これはちょっと特殊な例でございまして、著作権の保護を受けない著作物または原文の出版物で学術的な性質を有する学術調査研究の結果であると認められるようなものにつきましては一定の複製権を認めております。ちょっと前後いたしました、イギリスの著作権法におきましては今の版の著作権は二十五年の存続期間、発行後二十五年でございまして、西ドイツの場合は版の発行後十年間という保護法制がとられておるわけでございます。

○安永英雄君 以上で私の質問は終わりますが、どうかひとつ協会におきましてもぐずぐずしている著作者等も引き起こして早くやってもらわぬと、ちょっとレコードのあの問題から外されておりますからね、この複写は。そういった点で複写の外された理由は集中的な機構というものがまだできていないというのが表向きの理由で後回しになっておるわけですから、ぜひひとつ御努力を願って、そして今の海賊版の問題とか、あるいは盗み取りその他の問題は日本の文化を壊していくばかりですから、ぜひひとつ御尽力を願いたいと思います。

どうもありがとうございます。

○参考人(服部敏幸君) ただいま大変御理解あるお話しをいただき、また非常に啓発されるお話しを伺いまして、この点につきまして厚く感謝を申し上げます。

これはいたずらにおくれているわけじゃございませんで、いろいろ著作者の関係もございまして、また著作権の制限規定の明確化とか厳正化、そういったものの改定についていろいろまたお願いしていることがあるわけでございますし、また経営上、もう御承知のようにカラーで複写できるものやデジタルでやれるものなど、どんどん技術は進歩をしておるわけです。そういうふうになつてまいりますと、ますます手が届かないような面がたくさん出てくるんだろう、そして家庭にもどんどん入り込んでくるだろうと思ひますんで、そういうことを考えますと何らかの形で賦課金制度も検討していただかなければならぬというようなこともありまして、そういう面もいろいろ検討しておりますんで、できるだけ早くやりたいと思っておりますんで、どうぞ今後ともお力添えをぜひお願いしたいと思います。

どうもありがとうございます。

○委員長(眞鍋賢二君) この際、服部参考人に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は御多忙中のところ、当委員会に御出席願ひ、貴重な御意見を述べただきましてまことに

にありがとうございます。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。
本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

昭和六十年六月十七日印刷

昭和六十年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C